

1. 議事日程（平成27年第2回北広島町議会定例会）

平成27年6月18日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- |         |   |
|---------|---|
| 中 村 勝 義 | 農政改革、勝負の2年目<br>ふるさと納税制度の見直しと今後の取り組みを問う  |
| 柿 原 徳 則 | 財政健全度指標について<br>自主防災組織について   |
| 宮 本 裕 之 | 郷土愛を育む教育と若者定住について   |
| 梅 尾 泰 文 | 個人財産は管理・継承できるか。<br>被爆70年今後の対策は  |
| 藤 井 勝 丸 | 矛盾多い農政・町の農業・集落の振興策は   |
| 美 濃 孝 二 | 憲法違反の戦争法案…若者を「戦地」に送り出すのか<br>千代田工業・流通団地への企業進出…2億円助成のメリットは<br>介護保険会計への一般財源繰入ができない理由を述べよ |

2. 出席議員は次のとおりである。

- |              |              |                 |
|--------------|--------------|-----------------|
| 1 番 真 倉 和 之  | 2 番 中 田 節 雄  | 3 番 久 茂 谷 美 保 之 |
| 4 番 藤 堂 修 壮  | 5 番 梅 尾 泰 文  | 6 番 森 脇 誠 悟     |
| 7 番 柿 原 徳 則  | 8 番 室 坂 光 治  | 9 番 中 村 勝 義     |
| 10 番 伊 藤 久 幸 | 11 番 浜 田 芳 晴 | 12 番 藤 井 勝 丸    |
| 13 番 蔵 升 芳 信 | 14 番 田 村 忠 紘 | 15 番 美 濃 孝 二    |
| 16 番 大 林 正 行 | 17 番 宮 本 裕 之 |                 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 18 番 加 計 雅 章

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- |               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 町 長 箕 野 博 司   | 副 町 長 空 田 賢 治 | 教 育 長 池 田 庄 策 |
| 芸北支所長 成 瀬 哲 彦 | 大朝支所長 斎 藤 幸 司 | 豊平支所長 多 川 信 之 |
| 危機管理監 松 浦 誠   | 総務課長 古 川 達 也  | 財政課長 信 上 英 昭  |
| 企画課長 山 根 秀 紀  | 税務課長 畑 田 正 法  | 福祉課長 清 見 宣 正  |

保健課長 多田 誠子 農林課長 藤浦 直人 建設課長 砂田 寿紀  
町民課長 輪田 孔俊 上下水道課長 清水 繁昭 消防長 田辺 弘司  
学校教育課長 石坪 隆雄 生涯学習課長 佐々木 直彦 商工観光課長 隅田 好則  
会計管理者 三宅 正登 国土調査事務所長 石川 齊 豊平病院事務部長 佐々木 靖志

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 佐伯 孝之 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（真倉和之） 皆さんおはようございます。議長が体調不良のため、かわって議事を進行いたします。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。今日は、昨日に引き続き一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて簡潔に行ってください。9番、中村議員。

○9番（中村勝義） 9番、中村、さきに通告しております大綱2点について、これから一般質問をさせていただきます。質問に際しましては簡潔にさせていただきますし、回答に当たりましてできるだけわかりやすく回答いただき、再質問をしないで済むようお願いしたいと思います。また、再質問に際しましては、あくまでも私は回答に対して質問させていただくということで、関連質問と称して大がかりな中から捉えて質問することなしに、あくまでも回答に対する再質問という形であるのが通告制であると自分は思っておりますので、回答のほうも出し惜しみせず、小出しにせずかなり踏み込んだ回答していただければ再質問しなくて済むと思いますので、この点について、今までの質問の中で、小出しの回答があるような感じもありましたので、特にお願ひして、1点目の質問に入ります。1点目は、農政改革、勝負の2年目ということで農政関係について質問いたします。農業の成長産業化を目指す農政改革の柱として、農地集積や経営所得安定対策などで農業の競争力強化を図る産業政策として農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積や米政策での飼料用米支援などに重点を置いた農政改革初年度は混乱の中で始まり、加えて2014年産米の価格が大幅に下落するなど、厳しいスタートとなりました。また、2014年3月施行した農地中間管理機構は、滑り出し低調で、受け手市場の傾向が強い中を出し手不足という逆転現象が生じたと聞いております。その改革を軌道に乗せられるかが大きく問われる2年目を迎えました。まさに成否は2年目が勝負の年となるといっても過言ではありません。主食用米は毎年8t程度需要が減り続けていると言われております。このため需要を引き締めていくとすれば、考えられるのは非主食用米や麦、大豆などの作付へのシフト支援であります。特に飼料用米への転換は、農政改革2年目の柱で、10a当たり収量に応じて5万5000円から10万5000円を支払う数量支払い制を導入し、飼料用米の本格化に向けた支援により増産を誘導しております。耕畜連携などを実現すれば、さ

らに交付金が加算されます。田植えも完了し、春の農繁期も終了した現在、次の5点についてお伺いいたします。1点目は、国は前年1年間の米の需要実績を算出し、この需要実績により算出した需要見通しを基に次年度、今年度の生産目標数量を設定しております。これを受けて、広島県よりそれぞれ市町村別に生産目標が決定されております。そこで、平成27年度当北広島町に対する生産数量配分面積数量と、米の作付実績面積についてお伺いいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） ご質問いただきました平成27年度水稻作付面積について農林課からお答えします。県から本町への主食用水稻生産数量目標は約1万5000tでございます。面積換算値は、2059haの目標面積となります。対前年と比べますと、1.4ha増えております。農業者から提出いただいた営農計画書兼水稻共済細目書の5月末現在の集計によりますと、主食用水稻作付計画面積は2027.02haとなっております。作付率は98.4%でございます。以上です。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） 作付面積の配分と実際の面積がちょっと少ないというような今の回答ですが、この面積をできるだけ100%に近い面積に持つていくためにどういう形で取り組みされたか、各生産組合、法人との連絡を取りながら、その面積をできるだけ100%に近いものに持つていくような考えで取り組まれたか、それとも一応各地域協議会4地区に対しての配分の中での一応取りまとめがこれであって、さらに面積を消化するための推進的なものについての取り組みがあったかないかということをお聞きいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 2059haの目標面積に対して2027haの作付計画が出されると。作付率が98.4%。昨年は、ちょっと正確な数値は手元にありませんが、99%近くの計画でございました。今年は98.4%というところですが、各支所単位、各地域協内で水稻の作付をできるだけ100%に近づけようというところで、地区間の調整をまずさせていただきました。その結果がこのような状況でございます。昨年に比べて若干作付率が下がっている要因でございますが、非主食用米、例えば飼料用米とか加工用米に若干流れているんじゃないかと考えております。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） それでは2点目に入ります。米の生産調整に係ります転作作物について、今年の場合、作付計画等の実態がどうなっておるか、お聞きいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 生産調整作物別作付計画の面積のご質問でございます。主要な作物別の面積、いわゆる転作作物についてお答えします。麦74.72ha、大豆25.13ha、飼料用稲WCSでございます。52.5ha、続きまして、飼料用米38ha、米粉用米48.2ha、加工用米と備蓄米でございますが、90.1ha。そば52.8haの計画が出されております。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今の作付計画面積の中で昨年と比較されて大きく変動した、増減のあるような作物があったかないかということと、調整水田、あるいは自己管理保全といいますか、そういう水田、あるいは耕作放棄地という、この3つの面積の把握がされているかどうかをお聞き

いたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 昨年と比較して今年はどうだろうかという質問でございます。昨年、飼料用米が約11ha、それに対して今年が38ha増えております。米粉用米については、昨年は53haに対して今年が48.2ha。加工用米です。昨年は88haに対して今年が90.1haの結果となっております。不作付なんです、本年度は、自己保全管理と、あと調整水田でございますが、今年が197.9haとなっております。昨年はほぼ同じ面積でございます。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） 1点、耕作放棄地は把握されておられませんか。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 今年、その耕作放棄地が不作付地については、今のところ数値が手元にはございません。昨年においては310haの実績があります。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今のこの耕作放棄地については、今までも農業委員会が中心になって面積の把握、あるいは実態を調査しながら解消に向けて取り組んでおられたという経過もありますが、今年の場合もそういう形で、農業委員会との連携をとりながらの解消に向けて進まれているかどうか、この辺についてお聞きいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 耕作放棄地の質問でございますが、農業委員会のほうで毎年調査はしております。その結果に基づいて各農家さん等に対してのお願いなりはしております。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） それでは3点目の質問に入ります。規模の小さい農地を借り上げ、集積し、大規模経営を目指す農家や法人に貸し出す都道府県ごとの組織として、農地中間管理機構が設置されております。この事業実施の状況についてお伺いいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 農地中間管理機構の活用状況でございます。平成26年度から実施されました農地中間管理事業については、農地中間管理機構において、平成26年7月から借り受け希望者の受付が開始されました。本町においては51経営体、借り受け希望面積が171haの申し込みがありました、これに対しまして平成26年度の貸し付け実績でございますが、16経営体に対して44.6haとなっております。平成27年度については芸北地域並びに千代田地域において法人設立に向けた協議がなされており、両地域合わせて30から40haの集積面積があるのではないかと考えております。また、貸し付け希望は随時受付しておりますが、5月末時点において11件、6.2haの申し込みとなっております。今後も農地集積が増大するよう広報活動を含め、関係機関と連携をとりながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今の質問でも、借り受け希望は171haぐらいあるけど、貸し出しの申し出が少ないというミスマッチといいますか、逆転現象といいますか、出したいよ、だけど借りたいよという部分の中で、これが100%に近くなれば、それだけ農地の有効活用なり、大型

稲作を含めた経営規模も拡大されるわけですが、この逆転現象、ミスマッチの取り組みについて、先ほど連絡をしながら取り組んでいるということですが、この逆転現象を解消するという事で、この借り受け希望の171haという分については、管理機構としては、一応この面積は引き受けるが、ただ、出し手のほうが少ないよということで、その管理機構として、その差は調整するといえますか、補完するといえますか、そういう扱いになるのか、それとも町外からでも斡旋するというような管理機構の考えがあるのか、あくまでも、その地区、地域ごとの借り手、貸し手の市場の中で融通するという基本的な考え方があるのか、その辺の管理機構としての農地の貸し出し、借り入れの範囲はどうなっているのでしょうか。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 昨年、本町において51経営体で171haの借り受けたいという申し出があった中で、44.6という数字でございました。北広島町内での話での管理機構が動いているんだと思います。町外の農地の云々ということはないと考えております。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今の農地の貸し出し、借り入れもですけど、企業が農業へ参入するという事で取りまわっておると思うんですが、今の171haの中には企業参入による借り受けの面積の数字はあるのかないのか、それとも北広島町の場合は企業参入としての面積の動態はないという形でしょうか。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 正確な数字は現在手元に資料がございません。町内の企業の方、もしくは町外からの企業の方からの申し込みについて、借りたいと言うような希望については、町外からはないと思います。町内の企業の方からの借り受け希望はあると思います。その面積はちょっと今手元にありませんので、お答えできません。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） 企業の借り入れも幾らかあるやに聞いておりますが、あくまでも地元の農業経営者といえますか、新規担い手といえますか、規模拡大を図りたいという形のその借り入れ希望があるのがかなりあると思うんですが、そういう形の中でいったときには、そういう方へある程度重きを置いて、重点的に配分して、できれば企業のほうへは控えていただくというような配慮がこの北広島町でできるのか、それとも管理機構として、その辺の配分は振るようになっているのか、ちょっとお聞きいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 先ほどちょっと答えられなかった農業参入企業のことですが、昨年1社、6haの借り受けたいという申し込みがございました。町として、企業じゃなくて集団にとか地元の農家さんにと話でございまして。一応この機構を通して借り受けの希望を出してもらった以上は、その農業参入企業、今現在1社、6haの申し込みがございまして、これについても町としては取り組んでいきたいと、そのように思っています。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） 企業の申し込みが6haある、これも町としては取り組んでいきたいということですから、かなり借り受け希望と貸し出しの差がある中で、大変な調整が要ると思いますが、もう1点、企業参入へ貸し付けたときに、企業参入は採算ベースを重視したときに、どう

も採算ベースに合わないからやめたよというような形の契約違反といいますか、その辺が出たときには、それなりのペナルティーがあるような形で、企業としても10年間は農地を守りながら農業を進めるんだというような形の制約があるかないか、もしかその辺の部分がわかればお聞きいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 契約満了に至らない途中で、その企業が撤退するとかいうようなときのペナルティーのご質問でございます。町としたら最後まで借りていただきたいと。そのペナルティーについては、私今情報がございませんので、詳細についてはわかりません。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） それではペナルティーがあるかないかというのは、また後日わかった時点で回答してください。次の質問に入ります。4点目、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題があり、地域での話し合いを通じて、今後の地域の中心となる経営体などを決めた人・農地プランの作成状況をお伺いいたします。この農地プランに入っていないと、農地中間管理機構との農地の貸し出しもできないというような制約もある中で、この人・農地プランの作成状況がどうなっているかお聞きいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 人・農地プランの作成状況でございます。平成27年1月7日に、今までの集落単位のプランから全町をカバーいたします旧町単位へ区域を見直しさせていただきました。人・農地プラン、広域人・農地プランを決定させていただきました。その概要及びデータですが、地域の特徴は、広島市の近郊産地として水稻、畜産、野菜、花卉などの生産が行われており、総農家数は3317戸、地区内農地面積、水張り面積でございますが、3124haとなっております。中心経営体は、個人で56名、うち新規就農者13名、認定農業者18名でございます。続いて、法人28組織、集落営農組織5団体となっております。地区内農地面積に対する農地集積は現状で1095ha、集積率35%でございます。計画として、平成31年を目標としてますが、1365haの集積率44%を目標としております。この広域人・農地プランにより全域をカバーすることとなりますが、プランは、集落の農業事情に応じて最適な方法で進めなければなりません。今後の農業をどのようにしていくか、集落の農業のあり方について集落単位で具体的な将来像について話し合っていたきたいと思っております。その話し合いを活性化するためには引き続いてアンケート調査の実施を行い、JAが推進してまいります地域営農ビジョンの策定に向けて、連携を図りながら、地域に密着した農業施策に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今の人・農地プランの作成状況といいますか、その中の報告で、法人が28と回答があったと思うんですが、実際の法人数は32か幾らかだと思ったんですが、この法人としても人・農地プランの作成をされていない法人と言いますか、やっぱり人・農地プラン言うたら、地域との絡みの中で取り組むということの中で、この法人28以外のところは企業として法人を名乗っておられてこの人・農地プランに入っておられるのか、最初の法人がどれだけあるかということと、もしかその28以外だったら、その差の法人はどういう形で、この人・農地プランとのかかわりを持っておられるのか、また旧町単位でやるようになったということになると、ある程度町としての口出しと言いますか、推進もやりやすくなるんじゃないか

と思うんですが、その調整の絡めて、法人の取り組みについてお聞きいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 町内の法人でございますが、30法人ございます。28の法人がこのプランに入ってますけど、その差の2法人について、このプランに入っていない理由についての質問ですが、今はちょっと把握しておりません。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） それでは2法人の現状について、後ほどまた回答よろしくお願いたします。あくまでも地域とのかかわり持ちながら、人・農地プランというのは進めていくべきだと思いますので、この辺よろしくお願いたします。それでは最後の5点目ですが、集落単位で特色ある農業生産活動を強化することを目的として、集団による農業活動に対して支援を行うという地域農業活性化支援事業交付金がありますが、この交付金の明細といえますか、各集落、生産活動組織の金額配分と、この差がもしかあるようなら、この調整について見直しをされているかどうかお聞きいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 地域農業活性化支援事業の交付金の見直しはというご質問でございます。この事業は、旧町時代、合併前から各地域で取り組まれていました農業振興施策に対する支援を新町において引き継いでいるものでございます。この事業は、各地域における特性を生かし、特色のある農業生産活動を強化することを目的として、集落または集団による農業活動に対して支援を行うものとして事業執行しております。事業の課題としては、各地域独自の地域要望に応じたきめ細やかな農業振興施策を展開するための取り組みメニューがそれぞれ違っていると。それと各地域協議会への補助金額が一定してないということでございます。平成23年度から各地域の農家数、水田面積に応じた補助金の平準化を図っておるところでございます。年々徐々にではありますけど、均衡しつつあります。また、取り組みメニューの統一でございますが、各地域の特性を生かした独自のメニューが取り組まれており、類似取り組みについては、極力統一化を図るよう、関係機関、また団体と協議し、見直しに向けて取り組んでまいります。各地域の補助金交付額でございますが、大朝、千代田地域については、本年度274万5000円でございます。芸北地域においては199万3000円でございます。豊平地域は198万9000円でございます。合計672万7000円で本年度予算を計上させていただいて執行しております。以上です。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） この配分については、今の質問では、それぞれ地域の特性を生かしながら、その振興作物へ対しての補助金といえますか、交付金という説明でして、それは当然4地区それぞれの地域的な差がありますし、戦略作物としてそれぞれ野菜にしても、豊平の場合は、そば、あるいは芸北はトマト、キャベツとかいうような感じ、大朝はキュウリ、白ネギとか、それぞれ地域の特産といえますか、戦略作物については限定されておりますので、それに対する交付金の補助金といえますか、交付金の支払いは当然だと思いますが、この配分の平準化ということではあるときに、23年度ぐらいから少しずつ調整しておるという説明ではございましたが、今の金額の配分にしても、千代田、大朝で274万5000円、あと芸北は199万ばかり、豊平は190何万という部分でいったときに、ただ端的に考えるときに、面積だけで考えても、大朝、千代田のくくりと、豊平、芸北との面積案分からしても、その交付金の根拠

がわからんし、それに対する振興作物にしても面積的には、それぞれ品種は、作物は違っても、面積については、そう差があるとも考えられませんし、大朝、千代田を足したときには、その戦略作物といいますか、特産といいますか、その辺の部分も足したら、芸北、豊平よりも大きくなるのではないかというような感じもする中で、この配分については旧町からの絡みがあるということでもありましたが、合併協の中でも、もろもろのことについてはそれぞれの差がありながらも、地域の特性を尊重しながらも、5年を目途に一応調整していくというような部分の約束事もある中で、今もって、これだけの金額の差があるということについて、23年度ごろから少しずつ調整しておるということですが、この辺についてもうちちょっと積極的な取り組みをしながら、それぞれの地域の特産物に対しては、作物は違っても反当1万円なら1万円というような部分については4地区同じような配分の金額も当然しかるべきだと思いますし、1万円は出すけど、芸北の場合はトマトよ、豊平の場合はそばよというような感じでの振興作物の差については誰もが納得いきますが、この数字を考えたときに、それだけの説得力のある配分の基準が私には理解できません。この辺について、もう少しこの見直しを含めたこの配分の方法について考えておられるかどうか、お聞きいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 確かに千代田、大朝については今年274万5000円、その他の豊平、芸北ですが、190万近くの補助金となっております。今取り組んでますメニューでございますが、千代田、大朝については、例えば営農集団の活動に対しての交付金とか、あと土づくりと言いまして、堆肥散布に対しての補助金、あと農産加工助成、あと水路維持とか、農地有効活用支援とかに対して、この274万5000円の中の補助金として取り組みされてます。片や、例えば豊平においては産直野菜の助成とか、共同選果助成とか、あと土づくり、耕畜連携、先ほど議員が申されました、そばに対する振興などについて助成しております。芸北においては、例えば安値補償とか、各部会の助成とか、あと土づくり、耕畜連携、農産加工などについての取り組みをされてます。一概に、例えばこの中で統一的な町の事業として考えられるのであるならば、土づくりなどについては統一的な考えで今後は事業執行していけるものと考えております。先ほど議員が申されました5年を目途にというのは、ちょっと私、今初めて聞かせていただいたんですが、23年から徐々にではありますが、均衡化を図っている、今年5年目で、まだこのような状況でございます。実際のところ農家数、面積等で比べると、千代田、大朝については、例えば豊平、芸北に対して、その2倍なり3倍なりの交付金額が必要となってくるのではないかと思います。これも徐々にではございますけど、均衡を図ってまいります。いつかの段階というのもおかしいんですが、町内統一の事業メニューに取り組んで執行していくべきだと私は考えております。以上です。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） ちょっと誤解されているかと思いますが、私が5年と言ったのは、もろもろの4地域の合併当初の差がある部分については、できるだけ5年を目途に調整していこうという合併協の絡みの中でそれぞれ取り組まれて、ほとんど4地区の使用料にしても負担金にしてもいろいろのものが調整された中で、このものがこれだけまだありますよということであって、この今の地域農業活性化支援事業を5年の間に標準化するという形の約束があったということではないので、この辺については、一応ほかのものが合併の中での差額については5年を目途にという形がある中で、これだけが残っているのに対して、もうちょっと見直しができないか

といった質問でありますので、この事業も5年間の間に調整するという取り決まりはなかったと私も思っております。それと、それぞれ地域の特性を図りながらということで、合併以前の事業は取り組んでおるといことですので、メニューも先ほど課長も言われたように、違いますよということですが、メニューは違っても、配分の金額の調整ができるかできないかという部分の交付金の配分の方法ができればそうすべきであって、メニューをその適地適作の中で統一するということは当然無理でありますし、振興作物にしても、当然その地域性があるということになると、メニューのある程度4地区一緒にできるメニューは同じ金額として、またそれぞれの特異性のあるメニューについては、メニューは違うけど交付金の金額は一緒にするというような感じの見直しができるかと思っております。それと、今までの流れの中で、それぞれの事業の中で、土づくりとかなんとかいう部分で補助金を出しておるといことですので、この補助金を消すということになると、農家としてもマイナスの部分が出ますので、逆に言えば、豊平、芸北を基準として面積案分とかいろんな形の中で、大朝、千代田について274万5000円のこの金額をよその地区、2地区と平準化するような形での上積みの交付金の積み上げを検討していただければと、これは私の提案といえますか希望ですが、できればそういう形でいきますと、農家に対しては、豊平、芸北については今までどおりの補助金といえますか、交付金があるし、逆に大朝、千代田については豊平、芸北並みの補助金がもらえるんだということで、それぞれ農業者としても励みになろうと思っておりますので、この辺については増額を含めて検討をお願いいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 今、中村議員のほうから心強い助言をいただきました。来年度に向けて、低いほうに合わせるんじゃなくて高いほうに合わせていくという話、予算をいただけるように今後頑張っていきます。それと、先ほど答えが出ませんでした件ですが、農外企業が解約した場合、企業へのペナルティーはあるのかなのかというご質問でございます。ペナルティーはないそうです。ありません。続いて、法人が30法人のうち2法人が取り組んでないという話なんですが、芸北地域に1法人と大朝地域に1法人ございました。集積する予定がないため手を上げてないのではないだろうかというような話です。続いて、平成26年度の農外企業の借り受け実績でございます。県公社について2件、1.5haでございます。西日本高速ネクスコですが、これはございません。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） それでは2点目の質問に入ります。2点目は、ふるさと納税制度の見直しと今後の取り組みについてお伺いいたします。この制度は、地方自治体が交付金を投じて育て上げた人材が大都会へ流出する実態から、せめて彼らもたらす税の一部だけでもふるさとへ戻し、都会への税収の偏りを是正する目的で2008年に創設され、今日に至っているものであります。このことにつきましては、当北広島町にもいろいろとふるさと納税をしていただいた経過もありますし、この中で、寄附者も決まり、また用途を決めて、それから寄附を受け付けて同時に予算化してスタートしたという一つの案件がございまして、このことについては規程、規則の中で、ちょっと迂回した取り扱いではないかというような部分で一時間問題になり、全協あるいは委員会等でいろいろ問題を協議しながら、一応事業実施したという経過もありましたが、それ以外は順調に今日に至っております。そうして、この4月に安倍政権が掲げる地方創生の一環として、ふるさと納税制度の改正がなされました。主な改正点として、ワンストップ

特例制度となり、大半の方が確定申告が必要でなくなったと。また2点目は、特別控除額の上限引き上げによって、控除される税金の上限が従来の2倍に拡充されたと。多くはこの2点がありました。このことは全協のほうで説明がありました。このことから寄附額の大幅増加が見込まれることになり、ふるさと納税が対価を求めるものでないとはいえ、どの自治体も寄附する人を引きつけるため、特典に力を入れているのも事実であります。地元ならではの特産品をいかに発掘するか、寄附金をどう使うかなど、自治体の知恵の見せどころとなっております。現に見返りを求めない寄附制度の趣旨に反するような特典を競い合う風潮がエスカレートし、中には50万円以上寄附された方で、豚肉1頭分約60キロというユニークな特典をつける自治体もあり、豪華過ぎる特典に自粛要請を受けた自治体も出ているようであります。北広島町としても、今回の税制改正によるふるさと納税の見直しについて全員協議会で報告がありました。そこで、お伺いいたします。これまでの本町の取り組みについては、他の市町に比べて消極的な感じが否めない、それがそのまま実績として物語っていると私は思っております。このことを踏まえて、今回の制度の見直し要点と、いかに立派な制度に改めても、それが成果としてあらわれない限り、絵に描いたもちにすぎません。ふるさと北広島町を応援していただく方をいかに増やすか、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○副議長（真倉和之） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 企画課から回答させていただきます。議員が今言われましたように、この制度見直しによる手続の簡素化と、税金からの控除額の引き上げにより、寄附額の増額が見込めるのではないかと考えております。本町におきましても、国の制度でありますワンストップ特例制度、特別控除額の上限引き上げについて、町の広報紙、ホームページ等で周知をしているところでございます。また、寄附の手続についても、ゆうちょ銀行の専用払込用紙によるもののほか、クレジットカード払い、インターネットバンキング、コンビニ支払いを選択される方は町のホームページから直接行えるようになっております。今後の取り組みとしましては、北広島町を応援したいという意思をお持ちの方へのさらなる呼びかけ、また、応援しようと思っただけのような取り組みを進めていきたいと考えております。今までは1万円以上寄附をいただいた方へ2000円相当の特産品などをお送りしておりましたが、これを4段階に区分をして、寄附金額が1万円以上3万円未満、3万円以上5万円未満、5万円以上10万円未満、10万円以上のそれぞれの段階に応じたお礼の品が選べるよう改善をさせていただいております。引き続き情報発信の方法やお礼の品としての地域特産品などの充実を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） 制度も見直しで、北広島町としても、それに付随して積極的に推進していくということですし、いろいろ問題が提起されるといいますか、同僚議員からも、このふるさと納税については、取り扱いについて、特に町外から通勤される町の職員に対してどうだろうかという声がよくあるわけですが、改めて、この制度見直された時点で、町外からの職員に対しての取り組みについて、改めてこういうことするよというようなものがあればお聞かせください。

○副議長（真倉和之） 副町長。

○副町長（空田賢治） 町外から通勤している職員に対するふるさと納税の要請ということですが、3月議会でもご答弁しておりますけれども、職員の居住地につきましては、

個人それぞれいろんな事情によって町外に居住をしているという職員がおるという実態は把握しておりますし、そういう状況があると思います。このたびのふるさと寄附の改正の趣旨を踏まえて、今年度におきましても、管理職会議とか職員研修の場において働きかけを行っていくということをして行ってまいりたいとは思っております。実際にふるさと寄附を行っている職員もおります。また、北広島町にお住まいの方が仮に町外にふるさと寄附をするということになると、北広島町の住民税が減るという実態もあるので、この逆ということもありますので、この町外の職員に対しても積極的にこういう場を通じて働きかけを行ってまいりたいと思っております。以上です。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） 2点目の実績累計、総合計390件、1926万円というのが報告書の中でしたが、これに対する年度別の実績をお聞きいたします。

○副議長（真倉和之） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 今議員が言われました数字は、今年の5月22日現在の実績でございます。その後、6月10日現在では404件、1963万円となっております。その内訳でございます。平成20年度20件、66万円、平成21年度16件、34万5000円、平成22年度13件、69万5000円、平成23年度18件、593万5000円、平成24年度23件、137万5000円、平成25年度39件、335万5000円、平成26年度232件、594万2500円、平成27年度6月10日現在でございますが、43件、132万2500円となっております。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） ありがとうございます。それでは3点目の、この寄附金についてはそれぞれ指定した事業へ使ってくれという納税者のほうからもありますし、このことにつきまして、現在どれだけの残があるかということとあわせて、事業別に実際に処分されたといえますか、事業実施された金額についてお伺いいたします。

○副議長（真倉和之） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） まず、指定事業別の使途処分の明細でございます。伝統文化の継承に関する事業として、平成23年度に今田城址整備に500万円を使用しております。また、教育の振興に関する事業として、平成26年度に図書購入事業に200万円を使用しております。平成26年度末の時点での北広島町ふるさと基金の残高は1119万1454円となっております。

○副議長（真倉和之） 中村議員。

○9番（中村勝義） 4点目です。自治体の行政運営を持続可能にするためには、健全な歳入と適正な歳出が求められております。昨今の人口減少と高齢社会は労働人口の縮小を伴っており、この結果、税収の伸びは期待薄であります。この税収を補完する意味でも税外収入が注目されると考えられます。使用料、手数料等で応分の受益者負担の原則は堅持しつつも、新たな税外収入としてふるさと納税制度の活用を考える自治体が増えているようであります。現に昨年度のふるさと納税による寄附収入額トップ10が新聞報道されましたが、これによりまして、トップは、長崎県平戸市の12億7884万円、また、お隣の島根県の浜田市でも6億2170万円で、5番目というような発表がありました。当北広島町として税外収入の一助として、このふるさと納税について広くPRして、この財源確保にふるさと納税を活用していただくよう

にできないものかと提案すると同時にお考えをお聞きいたします。

○副議長（真倉和之） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） このふるさと寄附の用途につきましては、大きく3つの分野、自然の保全に関する事業、伝統文化の継承に関する事業、教育の振興に関する事業の3つの分野と、その他の中から指定をして寄附をいただいております。今回、この内容をより詳しく細分化をいたしまして合計15分野にしておりますけれども、この内容で寄附をいただいておりますので、この中での活用を図っていきたいというふうに考えております。

○副議長（真倉和之） 中村議員

○9番（中村勝義） 以上で質問を終わります。

○副議長（真倉和之） これで中村議員の質問は終わります。暫時休憩をいたします。11時10分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 58分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（真倉和之） 休憩前に続いて一般質問を続けます。7番、柿原議員。

○7番（柿原徳則） 7番、柿原徳則でございます。よろしくお願いたします。さきに通告してあります財政健全度指数、自主防災組織について質問させていただきます。まず最初に財政健全度指数についてでございますけれども、26年度の決算も終わりました、行革大綱2次計画どおりの実績、改善方向にあり、執行部の皆さんの努力の賜というように思っております。その表が、通告書の下の方に書いてますけれども、指標7つの項目、財政力、財政構造の弾力性、人件費・物件費の状況、それから将来負担の状況、定員管理の状況、給与水準の状況ということで、21年から25年まで実績を付記しておりますけれども、いずれも先ほど言いましたように、改善方向に向いておるということでございます。ですけれども類似団体と比較しますと、それぞれの7つの項目がオーバーしておると。これが25年度の財政健全度指数をグラフ化したものですが、この赤が類似団体、緑が当町の実績ということになっておりまして、大体7項目のうち5項目が130%から180%ということで非常に大きく上回っている状況でございます。いろいろとその比較の仕方については、北広島町は非常に面積が広いとか、そのために道路延長も長いと、いろいろなギャップもあるんですけども、一つの指標としてこういうことやっているんだと思うんですけども、その中で、類似団体の何番目に位置しているか、あるいは県内市町村との平均と比べてどうかということと比較することによって、当町のいろんな問題点、課題が明らかになってくるであろうというように思っております。そうした中で、将来への負担策軽減をしていかなければならないというように思います。指標が7項目ありますけれども、今回は定員管理についてお伺いさせていただきたいというふうに思っております。まず、質問1でございますけれども、26年度の人員についてお聞かせ願いたいと思います。一般

行政職、それから消防、教育委員会、あるいは臨時職等あると思いますけども、その26年度の実績を教えてください。

○副議長（真倉和之） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 人口1000人当たりの職員数というご質問でよろしいでしょうか。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 教育部門とか分けてますよね。消防とか教育委員会とかいうことで分けてますよね。その人数でございます。

○副議長（真倉和之） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 公表しております市町村経常経費分析表、これ26年度の数値は平成27年の4月1日の職員数と、この数字を入れるということになっておりますので、平成27年4月1日現在の職員数ということでご答弁をさせていただきます。まず、一般行政職計が196人でございます。それに教育、消防加えました普通会計、これが通常の数字が指標上は上がってくる数字になりますけれども、275人でございます。臨時職員は、ここの統計上は入ってまいりませんけれども、27年4月1日現在、社会保険加入、社会保険未加入という、フルタイムに近いもの、パートタイムということを含めまして、258人になっております。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 普通会計の職員は275ということで、7人減ってますよね。25年度が282ですから、減っているんですけども、その中で、一般行政部門のところ、206人が196ですから、10人下がるんです。これは2次行革、この中に予定として、そういう数値が入っていたのかどうかということをお聞きしたいんですけど。

○副議長（真倉和之） 総務課長。

○総務課長（古川達也） まず、1次行革で、計画で40名の削減という計画を立てました。実際には43名の削減を行っております。続いて2次行革で計画は30名、これに対しまして38名ということでございます。平成17年から21年、これが第1次の行革でございまして、平成22年から26年が第2次の行革ということになっております。27、28年は、これまでもご説明させていただきましたとおり、次の第2次の長計に合わせた第3次行革を作成するというので、2年間は2次行革を引き継いでいくという流れになっております。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） ということは、2次行革は30名を減らすということでございまして、27年、28年は、それプラスするということですね。27年分の低減数、28年のときはプラスして、2次行革プラスの2年間ということですね。

○副議長（真倉和之） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 27年、28年では、8名の削減という目標を立てております。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 27年も8人、28年も8人ということなんですか。

○副議長（真倉和之） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 27、28、2年間で8名の目標ということ、これは以前も説明をさせていただいたと思いますけども、2年間で8名の削減を目標としております。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 次に、人口1000人当たりの職員数が25年では13.85ということに

なっておりますけれども、26年度は幾らになったのでしょうか。

○副議長（真倉和之） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、公表はまだされておられません、平成27年4月1日現在の職員数がここに上がってくる数字になりますので、それで今試算をしておりますが、13.9人になっております。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） ということは、若干上がっておりますけれども、ほとんど変わらないということでございますね。一つ私が疑問に思うのは、今も行革のほうで27年度8人減額するんですけども、今の人口1000人当たりのは、25年と比較しても若干上がりぎみになりますよね、13.85、13.9ということですから、そこちょっと理解できんところもあるんですが、27年度、予算を置いているということで、それはいいとしておきましょう。次に移りますけれども、今の例えば25年度の類似団体、あるいは当町で比較すると、当町を類似団体レベルに持っていこうとしたときに、60人から70人ぐらいまだ減らさないと類似団体のレベルにはいけないという状況になると思うんです。ざっくりの計算で。そうにはなりませんか。

○副議長（真倉和之） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 類似団体と比較して多いというお話でございますけれども、先ほども申し上げたんですけれども、一般行政職に教育職、消防職を加えた数字がこの比較対象となる数字となりますので、その類似団体の中には、消防ですけれども、一部組合ということになりますと、そこはカウントされないということになります。当町の場合は入っております。そういったこともございます。単純に比較をするということはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。また、類似団体というくくりが人口が1万5000人から2万人、その中で、産業構造人口、第2次、第3次が80%未満というくくりの中に入っておりますので、例えば面積要件であるとか、行政の中身であるとかいったところは、なかなか比較が難しいというのが現実でございます。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） その違いは前回、昨年質問させていただいた時も、前任総務課長言われてますけれども、必ずしも同じ条件で比較することは難しいと思うんです。そういうギャップは必ずあると思うんです。けれども、一つの全体的な指標見るとすれば、やっぱりそれを今整理してやっていくべきだろうというふうに私は考えるんですが、それをどう言うつもりはありませんけれども、しかしその定員に対して5年後何人に持っていきます、例えば150人にしますという目標をはっきり明確にして、そういうところをはっきりロジック描かれればいいですけど、どうもそういう目標は置かれなにかいうようなこと言われたんで、そういうこと聞いてみたんですけれども、少なくともそういうこと、いろんな条件があって違いがあるんだということ言われるのであれば、当町においての定員目標、これをはっきり提起しないとそういう議論になってくるんじゃないかというように私は思うんですけども、これは回答いいです。それと、確かにこれは人員削減とか定員管理については、当町ずっとやっていかなければならんということになると思うんです。そういう方策の中で、臨職を増やしていくという方法もあるでしょうし、一つ私がお聞きしたいのは業務委託、あるいはアウトソーシング、そういうことは考えられるのか、そういう考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○副議長（真倉和之） 総務課長。

- 総務課長（古川達也） これまでの行革で、アウトソーシングになるかどうかというのはありませんけれども、指定管理者制度を導入いたしまして、例えば仁愛園であるとか、道の駅舞ロード、それから緑清苑等を指定管理者制度として委託しているというような実績はございます。ただ、事務、役場の中の事務そのものについては、はっきりとした検討はまだ行っていないような状況でございます。
- 副議長（真倉和之） 柿原議員。
- 7番（柿原徳則） アウトソーシングと指定管理、同じようなことになるだろうと思うんですけども、そういう逆に正職員を減らせるということが人件費の削減にもなりますし、そこは全てがそういう指定管理とかアウトソーシングするのが方法じゃないと思いますし、そこはそのときの状況なり、あるいは今の仕事の状況によって考えるときだろうと思います。そこらもぜひとも行動する中で、そういうことも考えていただきたいなというふうに思います。次ですけども、指標7項目あるんですけども、例えば25年度の指標をもとに今の類似団体と当町の比較ということで、指標では財政比較分析表で出ているんですけども、金額的にどれだけ差があったかというのは計算したことはあるんですか。
- 副議長（真倉和之） 財政課長。
- 財政課長（信上英昭） ご質問でございます財政健全化に向けた指標というご質問でございます。類似団体の比較ということは非常に大切なことだとは思っております。当町が含みます類似団体30団体ございまして、冒頭にごございましたように、この類似団体を分別するとき人口、それから産業構造、2次産業、3次産業の比率とかいうことで分類をされております。それで町のホームページのほうに、この結果については公表のほうさせていただいております。議員が質問のほうに数字のほう出していただいておりますのも25年度末のもので出していただいております。26年度につきましては、今現在、統計のほうをやっておるという状況でございます。類似団体で金額の比較をしたことがあるかというご質問だったと思います。冒頭でお話しましたように、人口が分類が1万5000人から2万人、そこに5000人の差があります。面積も非常に差があります。財政課としましては、その30団体から本町が一番近いのではないかと団体を選んで比較をしてみました。議員のご質問は人件費の部分だと思っております。本町の場合は、その7指標につきまして、ほとんどの指標について、非常に悪いと、財政状況は悪いという結果でございます。数字的には、行政改革等の取り組みによりまして、年々健全化に向けて徐々にではありますけど、向かっておるという状況でございます。比較するのに一番面積、それから人口が本町と類似した町ということになりますと、北海道の芽室町が当たります。それから県内では世羅町が類似の団体に当たっております。先ほど財政状況が悪いということがまずありますけれど、この経常経費、人件費、公債費等々を削減していかないとこの率は落ちていかないとということがまずあります。ほかの団体と比べてみますと、財政規模が高いと、非常に。歳出も。それに人件費も高いと。ただし総務課長が先ほど申し上げましたように、消防職員が55名含んでおることがありますので、一概に、芽室町は一部事務組合で運営しておりますので、数字だけで比較するということになると難しい面もあるかと思っております。この類似団体を比較するとき、課題等は見えてくるんですけど、先ほど申しましたように、借金が多いと。それから歳出の規模も大きいということは財政課としては分析は行っております。以上です。
- 副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 今、人件費のこと言われたんですけども、ほかの指標も全てそうなんですけども、逆に言うと、私が今思うことは、それぞれの目標をよそと比較することできない、それじゃどうするんだというたら、自分たちの目標でやるしかないんで、そういうところに食い違いがあると思っている。もしそういう団体と比較するのであれば、将来、北広島町はどうあるべきかということを目標値はつきり明確にすればいいんだろうと私は思うんですけども、町長にお聞きしますけども、単純にそう思っているんですが、どうですか、その考え方。

○副議長（真倉和之） 町長。

○町長（箕野博司） 当然こういった指標の部分、最低限の指標、公債費比率であるとかいろいろありますけども、こういったものはきちっとクリアをしていかないけんだろうというふうに思いますが、これから第2次の長期総合計画等立てていく中では将来のまちづくり、将来像をある程度明確にしながら、その中で、どういったまちづくりをするかというのが基本になって、こういったものも関係してくるというふうには思っております。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） とにかく、厳しさを持って、他団体以上の実績を残せるように頑張っていたきたいというふうに思っております。それでは次の2項目め、自主防災組織について質問させていただきます。6月の議会定例会行政報告によりますと、4月末の実績は、1組織が設立されて39、組織率が47.3ということになっておるといことでございますけども、27年度も4分の1、四半期が過ぎようとしているんですが、もう3カ月経つんですけども、1組織しかできてないと。前回の定例会のときに質問したときに言われたのは、27年の秋までに組織率100%目指したいんだということをお話されたと思っておりますけども、そうした中で、地域の後援会、呼びかけは何件もすると思うんですけども、2件しかしてないといことで、この2件が入っても50%ぐらいといことでございますので、一つは、私心配しているのは、秋までに本当に100%いくのといことを心配しております。私に言わせれば不可能に近いんじゃないかというふうな感じで思っております。私が心配するのは、昨年安佐北区で大災害起きたと。近隣といことで非常にそういう危機意識が高まっているはずなんですけども、そういう気持ちが忘れられないうちに早くそういう組織をつくらんと、これが1年も2年もずれていったら、そういう意識は下がってくるわけですから、逆にそのときにそういう組織をつくらうとか、あるいは組織をつくってくれといったって、なかなか進まないというふうに思っているんで、早期に手を打たないといけないんじゃないかといことで思っております。危機管理室においては非常に相手があることで非常に苦労されていると思っておりますけども、逆にもしその後、そういう忘れたところに事務局担当されるのは大変であると思っております。そういうことで頑張っていたきたいと。質問に移らせていただきますけども、4月までに、先ほど言いました、1組織しか立ち上がってないと。これそういう組織率が上がらない要因何だと思っておりますか。それお聞きしたいと思っております。

○副議長（真倉和之） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 組織率が上がらない要因というご質問、危機管理監のほうからさせていただきますけども、これまでも危機管理監のほうでも機会あるごとに呼びかけは行って、お伺いさせているところでございます。また、議会のほうでも、こういったお話をいただいて、皆様のほうに広報の中でお知らせをしたり、いろんな機会を捉えて進めておるところでございますけども、やはり今まで地域に住んでいて大したことがなかったとか、そういうところが

安心感の部分で、自主防災組織が本当に要るんだろうかというようなところもあろうかと思えます。また、新しく組織をつくることによって役員を決めたりということで、また、役が回ってくるのも大変だというようなことを言われる地域もございます。そういったところで、そんなことはないんですよとお伝えしておりますけども、やはりそういったところを一つずつ説明しながら、組織化へ向けて進めているところがございますけども、やはりそういったところの誤解の部分があったりするのではないかと考えております。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） あと関連の質問しますけども、秋まであと半年しかありませんよ。それじゃあその100%に持っていく方策、対策というのか、やり方、そういうものは何か妙案があるんですか、それをお聞きしたいんですけど。

○副議長（真倉和之） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 秋までに100%目指してというところがございます。行政としての組織、規模の各自主防災組織の提案を行ったり、地域で都合のよい機会をいただいて、週末や休日や夜間であっても積極的に出向いて結成をお願いして今までもしているところがございます。まだ説明の機会をいただけていない地区には個別にお願いして実施を行いたいと思います。近年のゲリラ豪雨などの状況を考えますと、どこで災害が起きてもおかしくない、起こり得る状況にあると思います。消防本部、支所、ほかの部署の職員などにも十分な連携を図りながら、100%目指して取り組んでおります。また、これといって決定的な妙薬というのはないと思いますが、地道に進めてまいります。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 失礼な言い方ですけども、地道に進めるということは100%いかないこと、そうとっていいですか。

○副議長（真倉和之） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 説明のほうを地道に進めるということでございまして、目標は100%目指しております。以上です。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） これ前回も言わせてもらったんですけども、一つ私気になっているのは、自主的という言葉なんですけども、これは相手が自主的、自分から積極的にやってくれるということを持つということなんですけども、なるほどと思うんですけども、私は自主的な中にも、ある面では、いい意味での強制というののもあっていいと思っています。あるだろうと思っています。私が一つ提案したいのは積極的に区長さんなり、自治会の会長さんなり、役場の職員のOBとか職場のOBおるわけですから、そういう方は集まっていたら、もう一体となって地域へ出て説明すると、徹底的に。ということをやすべきだろうと思うんです。例えば危機管理監室は2人しかおらんですよね、2人じゃできないですよ。例えば、ここにおるほかの課の職員の協力も得てやるとか、そういう一体となったやり方、後ろにも18人おるんですから、それらの力も借りてももうちょっと一体となって取り組むべきだろうと、取り組もうではありませんか。私そう思うんですけど、どうですか、私の考え。

○副議長（真倉和之） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 確かに議員おっしゃるとおりでございます。皆様の協力を得ながら進めてまいります。先ほどもありましたが、役場のOBの方、これまでも動いていただいている

ところもあります。また、議員の皆様にもご協力も得て説明の機会をいただいたところもございます。そういったところもありますので、やはりいろんなチャンネルを使いながら進めてまいりたいと思いますけども、先ほど強制的にという考えもないことはなかったんでございますけれども、他の自治体におきましては行政主導型で進めたところもございます。これによって99%ぐらいいったところもございますけども、やはり地域性、それからつながりのあるところで取り組んでいただいたほうがうちの場合有効だということもございます。ある程度、うちの地域に合わせたような提案もしながら、組織の提案をしながら、これまでも進めてまいっておりますので、その辺ももうしばらくかかろうかと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 私は言わせていただければ、どうも事務局というか、推進部分が遅れ気味になっておるといふところが非常に感じるんですけども、今の現状のままで頑張るといふことでございますので、それ以上は言いません。次にいかせていただきます。災害がもし発生したとき、例えばこの役場が災害に遭ったというときに、ここの中にはいろんな個人情報、例えば住民票とかいろんな戸籍簿があるわけです。そういう機能が失う場合もあるんです。そのときの、それを復旧しようとするれば、非常に大変な困難なことになるんですけども、そのバックアップを多分やられていると思うんですけども、バックアップの体制はできているんですか。

○副議長（真倉和之） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 大変申しわけございません。通告を受けておりませんので、用意をしておりますので、しばらくお時間をいただきたいと思っております。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） もう一つお聞きします。この地域にも高齢者とか乳幼児、あるいは障害者の方もおられる、災害弱者の方がおられると思いますけども、この人たちが各地域におられるわけですけども、例えばそういう人を地域の人も把握しているか、あるいは行政として把握しているかということなんですけど、要は援護が必要な人を地域なり行政なりが把握している状況にあるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

○副議長（真倉和之） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 高齢者、要援護者というところでございますけども、このほうは、福祉課のほうで動いて、一昨年、登録制で手を上げていただいて、2名から3名の方で、何かあったときには駆けつけていただくような形で登録をしていただいておりますけれども、正確な数値はうちのほうで把握は今手元にありませんし、福祉課のほうで把握していると思っておりますけども、そのデータのほうは民生委員さんのほうには全部伝わっておりますのでございます。また、行政のほうでも当然福祉課のほうで把握しております。また、安心電話の普及のほうにつきましても、これも強制ではございませんけども、任意でお願いしてつけていただくようなところで受話器を上げれば消防のほうへ緊急通報が通じるような方法も取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 把握しているということでございますけども、未組織のところはまだその地域ではやってないということで、今の組織されているところについては、そういう方を全て区長さんなり民生委員の方がそういう目を持っているということですね。そこで質問なんですが、

これ個人情報の問題がありますよね。これちょっと、私も区長しているときには、老人会のときの年齢のあれを持ったときも必ず返してくれという、そういう電話番号なりそういうものをむやみに人に知らせるかという、個人的にそういう拒否する人もおってですよ。そこらはどういう形で管理というのか。

○副議長（真倉和之） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 個人情報と防災の関係でございますけども、前回の災対法の改正によりまして、その辺の取り扱いのほうは、十分に個人情報は守らなくてはならないんですけども、そういった生命にかかわる件でございますので、うちのほうでも取り扱えられる。それで各自主防災組織のほうにも情報提供できるような仕組みにはなっております。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） それは個人にも了承とっているということで考えていいんですか。その電話なり住所なりを教えることは。役場がそういう行政の立場で、そういうことを配布することをオーケーしていることと違うんですか。

○副議長（真倉和之） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 要援護者等につきましては、同意のほうも記入欄がございます。その辺も踏まえて十分に、個人情報でございますので、本人さんの同意も得ながらというところもありますけれども、災害時におきましては優先というところもございますので、同意なしにということころは、可能ではありますけども、やはりその辺も慎重にしながらやっていきたいと思っております。

○副議長（真倉和之） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 基本的には同意を得ているとっていいわけですね。わかりました。ありがとうございました。先ほども言いましたように、今の取り組み方でやるということでございますので、ぜひとも特効薬の方策を打っていただいて、秋まで100%という数字をお聞きしたいと思っておりますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。以上で私の質問終わります。

○副議長（真倉和之） 以上で柿原議員の一般質問は終わります。ここで暫時休憩をいたします。1時から再開をしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 53分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（真倉和之） それでは午前中に引き続き、一般質問を行いますが、午前中の柿原議員の質問に対して答弁漏れがありましたので、総務課長。

○総務課長（古川達也） 柿原議員の個人情報のバックアップについてのご質問でございましたけれども、個人情報を含みます情報管理は、現在サーバーで行っておりますけれども、サーバーのバックアップについては毎日行っているような状況です。さらに1カ月に1回はテープのほ

うに落として保管をしているといった状況でございます。住民基本台帳の基本的なものは国のほうにも同じものがバックアップされておりますので、国のほうも同じものを持っているというような状況です。今現在進めておりますクラウド化によりまして、新たにサーバーが加わるということで災害時への対応に適していけるのではないかなというふうに考えております。紙ベースの情報については耐火の金庫のほうで保管をしているといったような状況でございます。以上でございます。

○副議長（真倉和之） それでは一般質問を許します。17番、宮本議員。

○17番（宮本裕之） 17番、宮本裕之でございます。さきに通告しております、郷土愛を育む教育と若者定住について質問をさせていただきます。一般質問もちょうど折り返しになりました。私の今回の質問、これからのまちづくりに大きな課題となっていくと思います。明確な答弁を期待して質問に入らせていただきます。少子化は全国的にとどまることなく悪化の一途をたどっています。昨年度、人口が増えたのは東京都、沖縄県、埼玉県など7都県であり、40の道府県で人口減少となっております。人口減少率が最も大きかったのが秋田県の1.28%、次いで青森県の1.08%であり、広島県においても減少率0.23%と、減少率の低いほうから11番目となっております。この人口減少の問題は、経済はもとより地域の疲弊と国の未来に壊滅的な影響を及ぼす大きな問題でもあります。現在、日本は都市部に人口が集中していますが、今後は都市部においても高齢者が大幅に増加してまいります。こうした状況を鑑み、東京都は、高齢者を地方に移すことを表明いたしました。また、女性が一生に産む合計特殊出生率も9年ぶりに低下し、昨年度は1.42となりました。最高は沖縄県の1.86で、最低は東京都の1.15となっております。これはいかに都会で子どもを育てることが大変かということを示す数値でもあります。これからは地方の時代、地方創生と政府は謳っていますが、これまで都市集中型政策を推し進めていて、この流れをすぐに変えることは容易なことではありません。若者が地方で暮らせる状況をつくり出すこと、すなわち生計を立てられる仕事を与えることと、子どもを産みやすく育てやすい環境が求められております。そして最も重要なことは、子どもたちがふるさとを愛し、故郷で活躍したいという熱い思いを育むことが大切だと考えます。教育委員会も今年度から児童生徒に、北広島町に残って頑張るんだという教育に取り組むという姿勢を掲げております。そこでお尋ねいたします。合併後、一般質問で同僚議員も含めて数回にわたり質問されてきました、本町の行政や本町の将来に対して子供たちの意見を聞くという生徒議会の開催はいつ行うのかお聞きいたします。

○副議長（真倉和之） 教育長。

○教育長（池田庄策） それではご答弁申し上げます。議員には、同じ質問をこれまで受けておりますので、実は中学校長会と協議をいたしておりまして、今年度、生徒議会として行うことにはしておりません。理由を申し上げますけれども、今年度小学校においてスタートいたしました、いわゆるふるさと学習、北広島町では、きたひろしま・ふるさと夢プロジェクトという名前にいたしました。小学校では、その校区内の人、それから物、特徴的なものを中心に、地域と子どもたちの繋がりを深めて、地域の方の思いを肌で感じさせていきたいというふうに考えております。きたひろネットで、各小学校6年生の夢を述べるコーナーが7月から始まるという予定でございます。また、町長と中学生の対応につきましては、企画課の主催でミーティングの形で、中学生の思いを町長に伝える場を設定をしている、現在予定でございます。さらに毎年行っております、少年の主張広島大会を予定をしておりますけれども、この大会のテーマ

として、今年度は、ふるさと・地域・将来、これをテーマとするよう設定をしております。特設の生徒議会という形で開催するのではなくて、中学生の思いを伝える場をこの少年の主張で設定をしたいと思っております。7月4日13時、役場2階の会議室において、少年の主張北広島大会ということで開催をいたしますので、ぜひとも大会にお越しいただきまして、中学生の本町の将来の夢等をお聞きいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（真倉和之） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 今、教育長のほうから生徒議会という形ではなく、少年の主張、あるいは地域の思いを伝える取り組みとか町長との対話といった形で取り組んでいきたいと説明がありました。非常によいことだと思います。この生徒議会は、私と梅尾議員が3回にかけて質問してきたわけですが、当時の門枘教育長も大変いいことで前向きに取り組みたいと。当時の竹下町長も生徒との議論、望むところで歓迎したいという答弁をされております。池田教育長も関連機関との協議を重ねながら、実現に向けて努力したいという答弁をいただいております。形は変わっても、児童生徒、また高校生、昨日、18歳までに参政権が認められる法律が通りました。ということは、町内にある3高校、18歳迎えたら、もう選挙権が与えられるという時代になってきて、やはり身近に町政を感じる子どもたちも増えてくるということです。小学校の高学年とか中学生は、もう既に将来の自分の夢、目的に対してしっかりとした考えを持つ子どもも増えてきております。やっぱりしっかりこの町の将来のあるべき姿、どうあってほしいかという意見をしっかり聞いていただき、子どもというのは、私たち大人にはわからないぐらいたぶらしい発想やひらめきを持っております。そういった感性をこの町のまちづくりに生かせる大きなヒントをいただける機会にもなるんじゃないかと、このように考えております。箕野町長としては、この生徒議会という形でなくても、今の教育長のやり方でよかろうという思いでおられるんでしょうが、やはり各学校から代表者が出て、学校の地域の思いを中学校の代表4名、高校の代表3名ぐらいが出て、こういった議会ですっきり討論するという場も私はあってもいいとは思っています。そういった点で、今回教育長の先ほどの答弁、これは私は非常に素晴らしいと思います。ただ町長としてはどういった思いを持たれておられるのか。ここらをちょっとお聞きしたいと思っております。

○副議長（真倉和之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 教育長が最初答弁いたしましたけども、こういったことについては、これまでも協議をして一緒に進めておるところであります。それから企画のほうでも、新しくランチミーティングみたいな形で、もう少しかた苦しくない場でもいろいろ意見をもらえるような場があったほうがいいんじゃないかということで、そういったものも今検討をしてくれているところでもあります。いずれにしても将来を担ってくれる若者でありますので、本当に自分たちの問題として、この町の将来を一緒に考えてもらうということは非常に大切なことであり、それがひいては、この北広島町で将来も頑張っていこうという思いにもなってくれるんだろうというふうに思っております。大切にしていきたいというふうに考えております。

○副議長（真倉和之） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 形はいろいろなパターンがとられると思います。一番大事なのは主張を聞くこと、大事です。その中には、やっぱり答えがもらいたいという主張も出てくるんです。このときに町長との対話形式のことがあれば、やはり前もって主張やら質問を受けとめ、それに対して答弁ができるような形、聞きました聞きましたというだけでは、やはり子どもたちには

インパクトが薄い、やはりこういうまちづくりをしてほしい、こういった企業にも来てほしい、こういった仕事をつくりたい、農業で頑張りたい、どういった補助があるんですか、この町はどれだけ応援してくれるんですかということに対して、きっちりと答弁もできるような形の会談とか、そういう場、そういった今では7月13日で少年の主張、これはきたひろネットで再放送とかされるんでしょうか。しっかりきたひろネットでも、子どもたちはこういう思いをしているんだというのを町民の皆さんに聞いてほしい、流してほしいと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○副議長（真倉和之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 少年の主張につきましては、毎年きたひろネットで放映をしておりますけれども、これまではテーマについては、特定の設定をしておりますと、生徒一人ひとり、あるいは学校の考え方を述べるということでありましたが、今年は、先ほども申し上げましたけれども、ふるさと、あるいは地域、将来という形で意見発表をしていただくように設定しております。よろしくお願いします。

○副議長（真倉和之） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） ぜひ盛り上がる主張にさせていただきたいし、子どもたちがより多くの思いが届けられるような主張、発表会になればと思っております。先ほど冒頭に申し上げましたように、秋田県が一番人口減少率が激しいと、この表があるんで見ていただければわかるんですが、ご承知のとおり、秋田県は福井県と並んで全国学力・学習状況調査で常にトップを争うような学習県なんです。こういった学習県が一番人口減少率が激しいという、その原因を書いた資料があったんですが、教育力が高くなったからというのは一つも書いてありません。しかしながら、教育力が高まれば、自分の目指したい仕事とか目標が自分の地域になれば、やはり求めて去っていく。結局学習と就職で3000人近くが毎年のように出ていくとデータで書いてあります。自殺率も高い県なんです。じゃあ福井はどうかといえば、真ん中どころよりちょっと下にあるんですが、福井県に一昨年視察に行ったとき、中学校の校長は、福井県は、地元の企業が地元の生徒を優先的に採用しているから、そんなに県外に流出するのは少ないんですよという答弁をいただいております。やはり地元の企業、今度産業フェアのことについてお聞きするんですが、地元の企業、地元で残って生計を立てれるということが一番の条件になってくる。ここをどう取り込むかというところが大事になってくると思うんですが、沖縄県は、そうは言うても、そんなに働くところがあるわけでもないのに、合計特殊出生率が全国でトップで、人口も増えているんです。でも合計特殊出生率が1.8ぐらいでは人口は減るんです、自然動態では。それなのに増えているということは社会動態でも沖縄県は増えているということがある。こういったところ、島根県の隠岐島とか、やはり人口を増やそうという努力をしている自治体、県、ここに見習うところはたくさんあるんだろうと思います。広島県は11番目ということで0.23%の減少ですが、これ計算してみると6500人ぐらいになるんです。昨年。ということは安芸太田町1町の人口が減ってしまったという大変大きな数字だと受けとめなければいけないと思います。私たち昭和20年、30年代生まれの者というのは、高度経済成長時代の真ただ中であって、日本の経済が右肩上がりである中、工業生産部門に対する労働力を地方から集めて、多くの若者が都会へ流出していった時代です。集団就職とかいう時代なんです。昭和36年に農業基本法が制定されたときに、選択的拡大を図ろうとした政府の狙いというのはもろくも崩れてしまいました。結局、農地集積を売却によってやるんだと

ということで、賃借を認めなかったということもあるんですが、農地の価格がどんどんどんどん上がっていく、高速道路一本ついたら、もうすごい値段にはね上がっていくという、こういったところで農地を手放す農家が少なくなった。結局兼業農家にほとんどの農家になって、農業で食べれない家は皆都市部に出ていきました。親はそのとき、どういった教育をしたんでしょうか。私の家もそうだったんですが、もう農業では食べていけんと、これからの時代は勉強していい会社に入るか、公務員になるか、手に職をつけなさい、多くの家庭、農家でこういった言葉が当たり前のように言われてきました。その結果が今1260戸の空き家につながっているんじゃないかと。しかしその状況をとめるということはなかなかできない時代でもあったわけでございます。これから地方の時代で、地方で頑張ろうという若者を育てようとするときには、やはりしっかりと生計ができる、家族を養えるという仕事、産業をどうやってつくっていくかということが非常に大事になってくるんだと思います。そういったところを踏まえて、2点目の質問をさせていただきます。合併しまして10周年がこの2月来まして、町花・町木が決まり、町民憲章もできました。そして、町民歌、町民音頭、これも決まりました。この町民歌、今、きたひろネットでも流れております。また、本庁に電話をかけて、留守のときにはこのメロディが流れます。私は、この北広島町民歌、非常にいい歌だと思うんですが、この町民歌、この北広島町音頭、この2点を今後のふるさと学習にどのように生かしていくのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（真倉和之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 既に今年の春の運動会におきまして音頭を取り入れて、地域保護者の方と一緒に踊るという学校もございます。町民歌や音頭にかかわらず、北広島町にかかわるさまざまな歌もございますが、その活用している学校もございます。今後におきましては、ふるさと・夢プロジェクトの推進の中で、さまざまな形で生かしていくような学校の創意工夫を促すよう指導してまいりたいというふうに思っております。

○副議長（真倉和之） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 今教育長のほうからは、学校の中での行事とかで生かしていきたいという、当然私はそうあってほしいと思うんですが、もう1点は、町の主要な行事、イベント、例えば学校の入学式、卒業式、成人式、こういったところで、まず町歌斉唱あってもいいんじゃないでしょうか。長野県の県歌、信濃の国という歌があるんですが、これは全てのそういった行事で、まず最初に歌うと。県民誰もが歌える歌だというふうに聞いております。そのことによって、県を離れた人も、やはりこの歌を聞くとふるさとを思い出し、やっぱりふるさと恋しい、ふるさとに帰らないけんかなという思いに駆られるということを知っております。やはり北広島町民歌、この歌、私は非常にいい歌だと思うから、なおさら入学式とか卒業式、運動会とか、そういったところで、まず校歌よりも先に歌ってほしいなというような思いがあります。皆さんに配布しておるんですが、近藤たいわさん、この方、学校の先生だったそうです。180文字の中に、1番から3番まで、1番は、豊かで美しい自然、人の輪、2番は、歴史、伝統文化、命のつながる大切さ、3番は、理想のまちづくり、我が町の主要産業である農業、水田の美しさ、こういったことを本当180の文字の中に、これだけきっちり留めるとするのはすばらしいなと思うんですよ。どうかこの歌が町民全員が歌えるような歌にしてほしいんです。そして近藤たいわ先生、これは物すごい思いを持ってこの歌を作詩されていると思うんです。こういった意味があるのかと、聞いてからこの歌詞を選択されたんでしょうか。ただ、この1曲しか

なかったから、これになったんですとか、そういう問題じゃないと思うんですよ。そういった経緯の中で、この歌詞の内容をしっかりと、私はふるさと学習の一環、挑戦科なんかでも近藤たいわ先生来てもらって、この歌にはこういう思いを込めて私はつくったんだと。大きな願いが入っていると思います。そういったところも含めて、みんな町民が歌える歌として、この歌を聞いた、メロディを聞いたら、やっぱりこの町を思い出すんだというような取り組みをぜひしてほしいんです。そういったところで、これは学校教育と行政にも両方これは言えることなんで、教育長と町長と両方答弁いただけるかなと思うんです。よろしく。

○副議長（真倉和之） 教育長。

○教育長（池田庄策） それでは、少しかたい答弁をしようと思えますけれども、学校で行います教育課程につきましては、これは校長の権限に属するものでございまして、教育委員会のほうから、指導内容をこうなさいという命令をするわけにはまいりません。ですから、私も確かにいい歌でありますし、いろんな場で歌ったり活用したり、現在運動会でも取り入れている学校もありますので、今後校長会等でも話しまして、ふるさと・夢プロジェクトの中で、歌を生かす方向はないかというふうに考えてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○副議長（真倉和之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 町民歌にしても町民音頭にしても町民憲章にしても同じようなことが言えると思いますが、今担当課のほうにお願いをさせてもらっているわけでありましたが、ここで、歌わなければならないとかいうようなことにはならないというふうに思ってますけども、例えばこういう場面では歌ったらどうだろうかというような、ある程度そういったものが示すことができれば、そういった会合のときにはちょっと検討してもらって、流そうや、歌おうやというようなことが合意が得られれば、そういうふうにしてもらえば有難いなというふうな思いは持ってます。そういった場面場面で、こういった場面ではどうでしょうかというような案づくりみたいなのができれば、もっと広がっていくのかなというふうに思っています。旧4町合併して、北広島町ができて10年経ったわけでありまして、各旧町の特色を生かした取り組みも必要でありますけども、こうした統一感を持った取り組み、これも一方では重要であるというふうに思っていますので、ふるさとづくりとあわせて進めていきたいというふうに思っております。

○副議長（真倉和之） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） この歌が町民全員が歌えて親しめる、そして町外へ出ても、このメロディ聞いたら思い出すという、とりわけ、私は町長にここで要望したいのは、成人式は、まず国歌斉唱の後には、我が町の町歌を流すというぐらいいなことはやってもらいたい。やりましょうということで、そこは要望しておいて、次の質問に入りたいと思います。今年も昨年に引き続き産業フェアが行われます。そしてもう1点は、初めての取り組みでもあります北広島町農業振興大会の開催が行われる年であります。この取り組みに対しまして、今年度どのように取り組んでいくのかというところをお聞きしたいと思います。

○副議長（真倉和之） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 産業フェアの今年度の構想につきましては、商工観光課のほうからご答弁をします。北広島町産業フェアにつきましては、町内企業の製品や技術等の紹介、展示を通して、町民を初め学生等に取り組みを広く周知、啓発するとともに、地域の物づくり

に対し理解を深め、地域活性化を進める町内企業や経済団体と地場産品の消費拡大と雇用の拡大による地域産業の活性化を図ることを目的として昨年度より開催をしております。今年度につきましては、小学校、中学校、高等学校の児童生徒の参加を促進し、町内への就業促進、企業における若者の雇用拡大を図ること、町内企業の交流による販路の拡大、新たな事業の創出を図ることを狙いとしております。今年の北広島町産業フェア2015につきましては、8月9日日曜日、役場本庁前駐車場及び千代田グラウンドにおいて開催をいたします。内容につきましては、企業PRコーナー、体験イベントコーナー、グルメコーナー、ステージショー、ガラポン抽せん会など、企業と連携をして魅力のあるイベントを行ってまいりたいと考えております。さらに、各課において進めております若者定住を促進するための取り組みとして、合同の求人説明会、出合いサポート、ファミリーフェスタを同時開催イベントとして連携をして開催をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 北広島町農業振興大会について農林課からお答えします。合併して10年経過しました。農業及び地域を取り巻く情勢は厳しさを増しております。農業は本町の重要な基幹産業であり、今後とも行政、農家、関係機関と一体となって農業振興に取り組んでいく必要があります。このため、農業者、住民、関係団体が一堂に会し、講演及びパネルトークを通じ、それぞれが北広島町農業の未来を考えていただき、町農業の持続的発展と地域活力の新たな一歩となるよう、テーマを、次世代を育む、とし、今年11月に北広島町農業振興大会を開催します。具体的な日時、内容ですが、11月20日の金曜日午後1時30分から広島北部農協千代田支店の3階ホールで行います。内容でございます。講演、パネルトークを計画しております。講演の講師として、レタス生産量日本一の村、長野県川上村で、この産地を引っ張ってこられた藤原村長様をお願いしております。農業・人づくり、を中心とした内容の講演を予定しております。講演以外の内容でございます。町内の青年農業者を中心に、農業への取り組みを紹介させていただきます。また、パネルトークとして町内の農業者さんに参加してもらい、農業に取り組んだきっかけ、これからの農業の希望についてなどのトークをしてもらう予定としております。今後町の広報紙、きたひろネットなどを通じPRを行い、多くの農家の皆さんに参加してもらい、本町農業の持続的発展と次世代の若者、子どもたちに町の農業を託すことを含め、地域活力の新たな第一歩となる大会にしていきたいと計画しております。以上です。

○副議長（真倉和之） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 2点質問しましたので、産業フェアのほうから再質問させていただきたいと思っております。昨年に続いて2年目ということで、この産業フェア、昨年は豊平のどんぐりのところでやったんですが、昨年の参加者数とか、今年は小中高と案内をしているということで、非常に人も増えるんじゃないかと予想はするんですが、本庁の駐車場でやるということになると、駐車場はつぶれるんですね、前の。後ろの駐車場ぐらい。一日で終わるということなんで、相当混み合う可能性もあるんじゃないかと心配するんですが、もともと産業フェアを一日でやるということ自体に無理があるんじゃないかと思うんですが、やはり町外からも産業フェア行ってから、いろんな企業、また就職の話を知りたいという人を一日限りでやると、ちょっと土曜日だけ一日ということでは、時間的な無理があるんじゃないかという思いもするんですが、それと駐車場の問題、それと参加者の予想、去年に比べて多くを見込んでいるのか、そこら辺

を聞きたいと思います。

○副議長（真倉和之） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 昨年は2300人の参加者がございました。今、もう一つのご質問でありました、産業フェア駐車場の問題等々もあり、一日でやるのは無理ではないかというご質問でございますけれど、これ実行委員会形式でやっております。昨年度もいろいろアンケート、または開催後のいろいろな意見、要望等は聞かされてもらっております。今年につきましては、もうこの一日で、まずは計画をしておりますし、その辺の状況等々と、あとは実行委員会での皆様方のご意見等々を聞きながら、どういうふうにやっていきたいかという分につきましては結論を出していきたいというふうに思います。本年度につきましては、まず、この役場の前の駐車場を中心にやります。駐車場につきましては、今職員の公用車がとまっております駐車場と、あと向こうにありますテニスコート等々を活用してもらいながら、駐車場については確保していくように計画をしております。

○副議長（真倉和之） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 一日で頑張ってみようという取り組みなんで、ぜひとも成功してほしいんですが、その中で、企業の求人説明会もこの中に入れていくということなんですが、今度、千代田流通工業団地に決まった広島アルミ、これは移動が200人と新採用が100人ということになっているとお聞きしているんですが、営業は2年後になるんですが、この2年後を見据えた求人という取り組み、これは今回は考えておられないのか。やはり100人の新採用、これは大きいんですよ。町も企業に対して有利なはからの措置もあるわけですから、ぜひともこの100人のほとんどが北広島町の住民になってもらうことが理想ではあるんですが、できるだけ多くの方は、この新しくできた会社に就職できるという流れをつくることは大事じゃないかと思うんですが、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（真倉和之） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 求人、就職についてのご質問ですけども、まず、町内の求人の状況、有効求人倍率が5倍を超えております。したがって、非常に求人の数は多く出ておりますけども、求職者が少ないということで、5倍ではあります、なかなかその就職に結びついていない。そこら辺のいろんな理由というのはあると思いますけども、そういったところを見つけながら改善をしていくということも必要だと思います。広島アルミさんの求人につきましては、町内企業と同様にその求人をしていくということが必要だと思います。一つは、町の求人求職センターの活用、さらには高卒新卒者の採用等、そういったところも含めながら求人に対応していく必要があると思いますので、学校等と連携をしながら取り組みをしていく必要があるかと考えております。

○副議長（真倉和之） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 有効求人倍率5倍というような町はそんなにないと思います。それで、なおかつ働き口がないという思いを持った人もおられるんでしょうが、できるだけ、町で働く人を増やすためにも積極的なこういった求人活動、しっかりと宣伝をしないと、あんな企業があったな、知らなかったよというようなことではいかないので、しっかりと宣伝して、お盆なんかでふるさと帰りをされるようなところには、しっかりと宣伝が行き渡るような取り組みを考えてもらいたいと思っております。ぜひとも産業フェア2年目、成功することを祈念して、産業フェアについては打ち切ります。農業振興大会ですが、パネラーでディスカッションをすると

いうのをお聞きしました。若い農業で頑張っている人、そうした中で稲作経営、また農事組合法人とか、野菜にわたれば、ホウレンソウ、トマト、イチゴとか、畜産酪農、花卉部会等、さまざまな分野があると思うんですが、何人ぐらいのパネルディスカッション、パネラーを想定して取り組んでいくのかなと思うんですが、やはりやる限りにはしっかり会場が満員になるように、当初千代田開発センターだったと思うんですが、変わったみたいなんで、農協いっぱい入っても300人か400人ぐらいしか入れないんじゃないかと思うんですが、超満員になって、入れん人がおっても何とか対処できるんでしょうか、そこら辺。そのぐらい入ってくれば一番理想なんです、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 農業振興大会についてでございます。パネル討議でございます。討論者については4名、今計画しております。町内のミニトマト農家と大玉トマト、これは芸北地域です。ミニトマトについては千代田地域の青年、大朝地域で和牛繁殖農家さん、豊平地域で花壇苗の農家さん、これは女性の方をお願いしております。あとコメンテーターについて1名を計画しております。参加人数の話ですが、一応目標を200人、少ないかとは思いますが、200人としてます。一応集客を図るためにマイクロバスの運行を計画しております。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 千代田開発センターでしたら、満員で700人ぐらい入ります。その今の工事の状況でそういうふうに変えたんだと思うんですが、いかにも700人のところから200人の場所に変えるというのは、いかに農業に対して重きがないように感じとられても、これ仕方ないですよ。やっぱりパネラーも若い人で成功している人が、こういうふうな農業をすれば食べていけるんだという人を当てはめていくんだと思うんですが、やはり成功して頑張っている人の話を聞く。そこに加えて全国町村会長の今の農家1戸当たり所得2500万平均の村づくりをされた村長来て話を聞くんだから、ちょっと300人、400人ぐらいじゃ入り切れんぐらいになると思いますというぐらいな答弁が欲しかったなあ。非常に200人という数字は寂しいと思います。もっと集客をして、やっぱり農業を目指す学生にも来てもらう。ここらにもしっかり聞きたい人は来てくれというようなアピールをしてもらいたい。そうせんと、やはりこの北広島の歌の、輝く光る黄金色の田んぼ、は守れませんよ。そこら辺をしっかりと考えてもらって、倍にしましょう。ぎゅうぎゅう詰めにすれば300人から400人入れますので、立ち見席が出るぐらいあってもいいじゃないですか。下に入れん人には、テレビ置いて見てもらってもいいんですよ。と言うぐらい、課長本気にならないとだめですよ。そこはしっかり要望しておきますので、これもしっかり成功するように、私たちも協力するところはしたいと思いますので、頑張っってやっていきたいと思ひます。それでは最後の質問をさせていただきたいと思ひます。若者定住に関する質問でございます。若者定住促進住宅が現在芸北に2棟、豊平に3棟、そして関連で新庄の井関団地の分譲ということで取り組んでおられますが、今後の若者のこういった住まい、定住策、こういったところをどうしていくのか、お伺いします。

○副議長（真倉和之） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 企画課から回答させていただきます。今、議員も言われましたけども、これまで町としましては、芸北地域、豊平地域に若者定住促進住宅を建築し、昨年度は大朝地域に若者定住者向け住宅団地を造成をしまひりました。また住宅だけではなく、子育てや教

育など、あらゆる分野において、若者定住につながる施策を展開をしているところでございます。現時点におきましては、若者定住促進住宅を建築する具体的な計画はございませんが、現在の施策について、その効果や定住状況をしっかりと見きわめつつ、必要な施策を検討、実施をしまいたいと考えております。

○副議長（真倉和之） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 以前、私この質問させてもらっているんですが、やはり芸北、豊平という地域性を見たら、こういった若者定住、若者が好むような住宅を建てて、芸北なんかだったら小さい畑まであるわけです。グレードはあまり高くなくてもいいんですよ。芸北、4年前に建ったときには、1棟当たりに5倍の申込者がある。豊平においても1棟当たりに3倍ぐらいの申込者があるわけだから、建てて住もうという、建てれば住もうという人はいるわけだから、これほど定住促進に向いている施策はないわけですから、その予算のこともありますが、建てれば必ず若い者が定住します。これを促進せんというのは私非常に理解に苦しむんですよ。場所がないわけでもないわけだし、そんなに1棟に5000万もかけるわけじゃないですよ、2000万ぐらいあれば大体若者が2世帯、家族が4～5人で住める家はつくれます。新庄の井関団地なんですけど、分譲式ですよ。今何分譲進んでいるのか知らないんですが、この分譲式のやり方は、大朝の間所団地でも見られるように大変長い年月がかかります。完売するまでに。当然ですわ、それは。まず土地を買わなくてはいけない。その上に家を建てなくてはいけない。トータルでいえば、どうしてもこれは2000万以上2500万とか3000万、消費税が10%でもなれば3000万の世界になっていくときに、若い人がそう簡単に分譲地が安く買えるから、家を建てましょうというわけにいかんのですよ。恐らく新庄団地、完売するまでに長い年月がかかってしまいます。では半分の分譲地に町が若者定住促進住宅を建ててもいいじゃないですか。いかに今、若い者がこの町に住みたいというニーズを取り込んで、芸北のような遠いところで、ああいう若者向きの住宅を建てれば住みたいという人がいるんですから、これを取り組まんというのには非常に理解できない面があります。竹下町長は、3年ごとに順繰り順繰り建てていきますという答弁をしているわけですけど、箕野町長はその必要性はないというふうに踏んでおられるんでしょうか。この新庄の井関団地の分譲と、今後の若者定住住宅の考え方、ここについてお聞きします。

○副議長（真倉和之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） こういった施策がずっと続けていける財政的なものが担保されるということであれば、そういう方法も確かに効果は確実にあると思います。2000万、2500万の家を建てて、安い家賃で入ってもらおうということになれば、当然応募者も結構あるというふうに思っております。効果はあるというふうには認識をしておりますけども、そういった形で、ずっとこれから続けていけるかどうかというのは非常に疑問を感じておるところでありまして、もう少し効果的なやり方がないか、いろいろ内部でも議論をしておるところでありまして、その辺をもう少し効果が上がるものをできるだけ見つけていくということで考えていきたいというふうに思っておるところであります。新庄の井関の団地でありますけれども、これにつきましても、いろいろ議論した中で、これぐらいなら分譲進むんじゃないかなろうかというふうな判断をしておったわけですが、なかなかそれは少し見通しが甘かったというふうに、これについては反省をしておるところであります。まだ、今報告を受けておる段階では1戸が決まっておるということで、あとについてはこれからということになります。これについてもできるだけ早

く分譲が進んでいくように工夫もしていかなければいけないというふうに考えております。

○副議長（真倉和之） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 私は、若者定住促進住宅の建設については理解を示しておりますし、議員の皆様も理解があります。ここを削ってでもやろうということになれば、私たちはもろ手を上げて賛成しますので、そういった予算組みができるような、補助金の要らんとところはカットしてでも、こっちへ持ってくるんだというのが本当の若者定住促進対策じゃないかと思います。空き家対策もそうなんですが、ホームページをちょっと前見たときには、8時半から12時まで、13時から17時15分まで、そういう対策についての受付をしますという、そんなものはいけんだろうと思って、きょう見たら、土曜日曜、祝日でも前もって連絡をいただければ対応しますと、これが最初から出てないとおかしいんですよ。まるっきりお役所仕事になってる。それじゃあ休みの時間に見たいという人が見れんです。時間がなくなったので、この件については、また後日質問させていただきたいんですが、若者定住対策はこの町の一番の大きな課題です。しっかり取り組んでいただくよう要望して、私の質問を終わります。

○副議長（真倉和之） これで宮本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をいたします。2時から再開をしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 51分 休憩

午後 2時 02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（真倉和之） 休憩前に引き続き一般質問を行いますが、宮本議員の一般質問に対して、答弁の相違がありましたので、農林課長のほうから、訂正の答弁をいただきます。農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 先ほどの宮本議員の答弁の中で、農業振興大会のパネル討議のパネラーの人数を4名とお答えしました。5名の方にパネラーとしてお願い現在しております。もう一人の方については、大朝地域で米の生産農家の方をお願いしております。それと参加者目標を200名というふうにお答えして、もっと頑張れというようなことでもございました。もっと周知させていただいて、広く一般農家さん以外の方からも来ていただくよう周知してまいります。以上でございます。

○副議長（真倉和之） それでは、5番、梅尾議員の一般質問を許します。梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾泰文でございます。さきに通告しております大綱2点について質問をいたします。まず、1点目でございますけども、タイトルは、個人財産は管理、継承できるか。2問目が、被爆70周年、今後の対策はということで質問させていただきます。私の1番前の宮本議員が、私の質問の前振りをしていただいたような気がしますので、スムーズに入れるかなというふうに思っているところでありますけども、まず、今多くの市町村で空き家対策が非常に大きな問題になって苦慮しているという状況にあります。北広島町も昨年、全町内の空き家の状況、家屋調査を行っております。私たちに示された数字は、昨年でございますけ

ども、空き家が何と1260戸、そのうち倒壊24戸、倒壊の可能性がある家屋が138戸、そして利用できる可能性があるのかなという家屋が797戸というふうにお聞きをしております。この数字を聞いてあまり日数がたっていないわけでありまして、このデータを見られて、さてきてどのような方策をこれから行っていけばいいのかということをお考えになられたらというふうに思っています。まず、その現状認識のところからお聞きをして、質問に入っていきたいというふうに思います。

○副議長（真倉和之） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 空き家調査後の対応や現状についてというご質問につきまして、建設課のほうからお答えをさせていただきます。ご質問にありましたように、国土交通省の資料によりますと、平成25年度において、全国で空き家が820万戸というふうに発表されております。本町におきましても、平成26年度調査時点におきまして、空き家が1260戸、そのうち倒壊または倒壊の可能性があるものが162戸ということで判明をいたしておるところでございます。それを受けまして、これまでの対応と現状につきましてご説明申し上げます。倒壊等の保安上危険となる空き家、それから特に住民の方からの通報のあった建物につきましては、所有者の特定の調査を行ってきております。ただ、相当年数が経過している、それからこちらに全く身寄りの方も住んでいらっしゃらないという状況がありまして、所有者の特定に非常に苦慮しているところでございます。対応といたしましては、一部所有者が判明した家屋もございまして、その所有者の方につきましては、その対応、写真等、それから倒壊の可能性等も含めまして、文書で依頼を行っている状況でございます。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 国の調査で、全国で820万戸も空き家があるということで、大変な数でございます。これを利用できる家屋、あるいは危険な倒壊する可能性がある家屋等の所有者を特定をして、個々に当たっていくということでもありますけれども、困難なというのは困難なわけでもありますけれども、それを丁寧に扱いをしていかないと物事が前に進まないといえますか、処理されないという状況にあると思います。そこで、先月、空き家対策の特別措置法が施行されました。これによって市町村が危険家屋の所有者に対して撤去や修繕等の命令ができるようになったわけでありまして。また空き家の利用も含めて、今後どのようなイメージで、特別措置法ができてからのイメージでありますけれども、どのような形で取り組みがされるであろうか、あるいは基本計画等新たにつくって取り組みを進めるというふうな具体策が今の段階で、それこそ先月の法律でございますから、と言いながらも、この法律はできるであろうというふうな社会的な流れもあったようでありまして、そこらも含めて、現在のこれからの状況というのをイメージで示していただきたいというふうに思います。

○副議長（真倉和之） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 空き家等対策の推進に関する特別措置法につきましては、新聞報道にもありますように、本年5月に完全施行されたところでございます。また、それに伴い、国土交通省からガイドラインも公表されております。この法律では、空き家対策計画を策定ということでございますが、その空き家対策計画を策定する前に空き家対策に関する協議会というのを設置をすることができるということになっておりますので、それを設置いたしまして、空き家対策計画を策定をしていくというふうに現在考えております。それからシナリオといたしましては、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある建物を法律上では特定空き家として指定を

することとされておりまして、そのうち特に必要があるものにつきましては、指導、助言、勧告、命令、さらには行政代執行法に基づきます代執行が可能となるところでございます。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 特別措置法ができて、危険な家屋等についての撤去が容易にできるよというふうな状況ではありますけれども、そうはいつでも、まず本人さんとの連絡をとりながら状況の連絡体制をしないといけないわけですが、これだけ空き家であったり、放置家屋があれば、なかなか1軒1軒当たるとすれば、それこそ今の建設課だけで取り組みできるような状況ではないというふうに思います。そしてまた今の危険家屋でございますけれども、撤去しなくてはならない家屋でありますけれども、あるいは住めるかもしれないよという家屋についても797戸あるわけであります。それを定住対策につなげていくというふうなことにしようと思えば、またこれも貸していただけませんかというふうなことをしていくについては、また、さらに難しい状況も出てくるかなと。そしてまた危険家屋であっても宅地の上に家屋が建っていれば、今の段階で固定資産税というのが3分の1、あるいは6分の1、面積によって違うそうでありますけれども、その免除といいますか、減免といいますか、そういう特例があるんですけども、それを崩してしまえば、更地になってしまえば、その特例が解けてしまって、6分の1であった固定資産税が6倍になる、3分の1であった固定資産税が3倍になるというふうなことが現実的に今の法律では起こっていくという状況の中で、一つ一つ丁寧に取り組みをしていかななくてはならないんですけども、本当にどこの市町村も大変だろうというふうに思います。今、この北広島町では、住めるかなと言える家と、それから崩してもらいたいなというふうな取り組みがされていることが実際にもうあるだろうというふうに思うんですけども、状況的に件数をおっしゃっていただいてもいいですし、今実際に元の国道の近くで危ないから、三角ポストを置いて、おうちを所有しておられる方に当たっているよというふうな、そういういってみれば、難しい状況の部分も報告といいますか、答弁として返していただきたい。それによって、これからどういうふうなことができるんだろうかという知恵もみんなを出していければというふうに思いますので、そこら辺もお知らせいただきたいというふうに思います。

○副議長（真倉和之） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） それでは、著しく危険と思われる建物のほうを建設課のほうからお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、例としましては、実際に倒壊して道路の通行上支障になったという案件もあります。それらにつきましては緊急的な措置といたしまして、道路上のものは撤去して宅地の中へ仮置きをさせていただいておることがあります。現行法でいきますと、建設課サイドでいきますと道路法ということがありますが、これもいろいろな法律上の制約がありまして、なかなか代執行までできるということにはなっておりますが、そこへ行くには関門が山ほどあるということで、そこまでは至っておりません。そのほかの部分につきましては、私も定かに記憶しておりませんが、一応、実際に被害が出た部分につきましては、そういった対応のほうをさせていただいておる状況にあります。

○副議長（真倉和之） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 利用できる家屋に対する対応でございますが、空き家調査によりまして、利用可能と思われる戸数797戸でございますけれども、そのうち、現在空き家バンクに登録されている件数は21件ということで、非常に大きな開きがございます。やはり、その原因とし

ては、通常は空き家になっておりますけども、例えばお盆ですとか正月に帰ってこられるとか、それから仏壇等があると、そういった理由で空き家としての登録をしていただけてないというのが大きな理由だとは思いますが。あともう少し手を入れれば空き家としてバンクに登録できるよというおうちもあると思いますので、そういった意味で、今年、新たな補助制度をつくって対応させていただきたいというふうに思っております。実態を見ながら、空き家バンクに登録していただけるような施策を考えていきたいと考えております。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 危険家屋は代執行できるということで、なかなか所有者の方と話をしても動いていただけないという場合、危険であるから、町のほうで撤去をしていくと、処分をしていくということではあります。いずれにしても、代理でそういうことはしますけれども、経費は当然請求されるのは当たり前でありますから、所有者がおられるわけですから、それはしっかりと危険な場合は早急にしていただくという必要はあるということではあります。今、空き家でも住めるのではないかなという797のうちの空き家バンクに登録されている件数が21件というふうに答弁していただきましたけども、そのところがいろいろな理由があってお貸しできないということがあるんですけども、おうちを建てる、あるいは建て売りを買ってくるというふうなことも当然できますけれども、空き家がせつかくあって、家主さんとの話によって、先ほど言われました仏壇等、あるいは盆、正月には帰るからというふうな、そういうことも障害の一つにはなっているだろうとは思いますが、そこを何とかクリアできるような形の啓発を、こちらにおられない方がほとんどでありますから、なかなか難しいんでありますが、家屋がある以上、家屋の台帳等、あるいは固定資産税の台帳等があるとするならば、納付書をお送りするときに、そういうおうちをお貸しいただくことができますかというふうなことは多分しておられるだろうというふうに思いますけれども、そういうふうな一歩踏み込んだ定住対策へつなげていくということが必要だろうというふうに思います。そしてまた、今は、本当は貸してあげてもいいんですけども、中に家財がたくさんあるから、その家財をきれいにするという費用までは所有者が負担をせなならんというふうなことになるんなら貸せない、その費用を町が負担をしてくれるというふうなことでもあれば、何とかなるなということの考えの中から、今、北広島町は空き家のおうちの中にあるものを整理をするというのについて、幾らか補助をしようというふうな予算措置をしているというふうに思うんですけども、それと新たにおうちの中を少し改造してこうというふうな費用も町のほうで何とかなるかなというふうなことがあるだろうと思っておりますので、この場で、その宣伝を少ししてみてください。

○副議長（真倉和之） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） ありがとうございます。本町で今年度、空き家利用に関する室内整理や改修費用の支援として空き家バンク制度への登録促進を図ることを目的とした2つの支援制度を用意をさせていただいております。1つ目は、空き家内に残されている家具などを処分する費用を助成をさせていただく制度で、内容としましては、処分に要した費用の半額を10万円を上限として助成をさせていただくものでございます。2つ目は、内装や雨漏り、水回りなどの改修を行うための費用を助成をさせていただく制度で、50万円以上の事業を対象に30万円を上限として改修費用の30%を助成をさせていただくものでございます。いずれも空き家バンク制度への登録を条件とし、登録後3年以内は制約、または本人や三親等以内の親族が定住のために利用する場合を除き、登録を抹消することができないこととしております。この制

度の細かな運用につきましては、一部現在調整中のものがございますので、7月には本格運用ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 考え方的には非常に空き家を有効に利用して定住対策、人口増へつなげていくという気持ち的には伝わってくるんでありますけども、実際にこちらにおられない方、空き家ですから、おられない方が本当に動こうかなというふうに思うときに、中にある家財等を処分するのに上限が10万円、あるいは中の水回りを改造するのに上限が30万円というふうなことであります。北広島はそうでありますけども、他の市町村でもこういった取り組みは進んでいるものと思います。それは全国で820万戸の空き家があるわけですから、それを何とかせにゃならんというのが、どこの市町村でも随分大きな負担になるといいますか、問題であるというふうに思うわけでありまして。そのところ、これは今は私一般質問でしてますけれども、以前にも他の議員が、もっと予算的な措置を講じて、所有者の方を揺さぶるような、よしこれなら貸してやろうというふうなことを今一步踏み込むということにならないのかどうなのか、これから先なんでございます。今そのところ力を入れて私は質問してはいますが、今、この地で生まれて、この地から離れて生活をしている人がこの地に帰ってきて、親、おじいさん、そして祖々父が築いてくれた自分たちの土地や家屋、山も農地も含めてでありますけども、もうこちらに帰ってきて、親の財産を引き継ぐよというような状況から少しずつ様子が変わってきています。以前は、誰がわしになしてくれんのかと言って喧嘩をしていた兄弟があったかもしれませんが、今はお互いが、あんたもらえあんたもらえと、悪い意味かいい意味かわかりませんが、非常に譲り合いの精神が旺盛になってきています。そのぐらい、自分のもともと親が持っていた土地を引き継ごうというふうな状況にないというのは多分幾らか執行部の方も承知しておられるところがあると思いますけど、今の状況、どのような思いで感じておられるか、執行部の方、町長には後から聞くにいたしまして、全体的なイメージといいますか、そういうふうな状況になったときには、それこそ相続がされずに家は誰も住むことがない、カヤがたくさん生えて、家がきれいに隠れてしまうというふうな状況になるわけでありまして。そういう現実が目の前にあります。いかがでしょう。副町長は少し遠くから来ておられるということですが、今のような状況は県内でも当然あると思いますが、副町長の考えをちょっとお聞きしてみたいと思います。

○副議長（真倉和之） 副町長。

○副町長（空田賢治） まさに梅尾議員の質問のタイトルにある個人財産を管理・継承するというにかかわる個人の財産に関する重要な問題であると思います。相続放棄につきましては、個人の財産に関することであり、行政がかかわることはできませんけれども、家屋についていえば、賃貸借なり売買が可能な物件であれば、空き家バンクの登録をお勧めするというふうなことはできると考えております。また、全ての相続人が相続放棄した財産は、さまざまな手続を経て、最終的には国庫へ帰属することになります。冒頭申し上げましたように、非常に難しい問題であるというふうに思っております。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 少し問題を広げ過ぎたということがあって、どこの部署が答えていいのかわからないというふうなこともあったろうと思いますけども、通告の中に相続放棄というのも書いておりましたし、兄弟が譲り合っているというのも先に通告しておりましたので、そこら辺

をどこかが答弁いただくというのは決まっていたんだろうというふうに思いますが、いかがですか。

○副議長（真倉和之） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 具体的なご質問いただいた時点で私のほうから回答させていただくことにしておりますけれども、先ほどのご質問は、全般的なご質問だと思われましたので、私のほうからは回答はさせていただいておりません。家に限らず、農地、山林、いろいろなところがやはり荒廃をしていくということが現実となっておりますし、進んできております。それに対してどうしていくのかというのは、やはり定住対策、今住んでおられる方がいかに自分たちの町に誇りを持ち、住みやすい町、さらにこれからも住み続けたい町であると、そういうふうに思っただけのような状況をつくるのが、やはり空き家であったり農地であったり山林が荒廃をしていくということが防ぐ一つの方法かなというふうに企画といたしますか、私としては思っております。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 今、企画課長が答弁されましたように、まさに住み続けたいと言えるまちづくりをどのような形で、この町がつくっていくか、そしてそのことに共感してもらって、やっぱり帰ってきて、この町で住もうと。そして親の財産も引き継いで、荒らすことのないような農地や山にしていきたいというふうな形になればいいわけですが、そういうふうな状況に、今まさになっているのか。気分的にはそうであります。私もそのとおりだというふうに思います。しかしそのような方法にしていこうと思えば、今行政が動いている、行政だけにお任せするわけではございませんけれども、そういうふうなやはりバックボーンがないといけないというふうなおっしゃったとおりですから、そこを今後どのように改革をしていこうというふうに思っておられるかというのを最後に町長に、最後になるかもわかりませんが、お聞きをしてみたいというふうに思います。

○副議長（真倉和之） 町長。

○町長（箕野博司） なかなか難しい問題だと思いますが、行政的にできるかどうかは別にしまして、私たち自身がこの北広島町で生き生きと心豊かに生きていくという姿をきちっと見せていくということが、まずは必要なんじゃないかというふうに思います。それは人それぞれでありますけれども、考え方によっては、本当すばらしい自然の中ですばらしい生き方ができるんじゃないかというふうに思っています。田舎に住むのを嫌われて出られる方もあるかもしれませんが、今、若者の傾向としては田舎で暮らしたいという思いの人も結構増えているというのも事実だろうというふうに思います。そうした状況の中で、空き家対策なども十分考えていく必要があるだろうと、実際には少々修繕するところがあっても、自分で修繕して、そういったところへ住んでみたいというような方もおられるようでありまして、いろんなニーズが、多様なニーズがあるというふうに思いますので、そこらも対応できるような形がこれから考えれば一番いいなというふうに思っています。住宅対策については、そんな思いでおるところでございます。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） すばらしい自然を求めて都会から来られる方も当然ございますが、すばらしい自然というのは、手をかけていない自然ではなくて、やはり人間がきれいに環境を整えた状態のものをすばらしい自然だろうというふうに思っています。やはりそういうふうな形のこと

を十分に取り組みができることがなかなか厳しい状況ではありますけども、引き続きご努力をお願いしたいというふうに思いますし、先ほど家屋を持っておられる方への固定資産税を納付したときに、どういうふうな形で呼びかけをしておられますかというふうなことを私質問したような気がします、答弁がないように思いますが、お聞きをしたいと思います。

○副議長（真倉和之） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） 空き家対策に対しまして、固定資産税の納付書を送付するときに、それなりの通知をしたらどうかということでございますけども、これにつきましては、以前検討したことがございます。そのときの内容でございますが、固定資産税の納付書に空き家であるというふうなものが限定できるような文書を入れるということは、その所有者の方の情報を空き家対策部署に知らせるといふふうなことにもつながりかねないということがございます。固定資産の所有者につきましては、守秘義務、地方税法に定められている守秘義務がございますので、それに抵触するおそれがあるという考え方から、空き家が限定できるような通知物は入れないというふうなことに、そのときに話をした状況はございます。ですから、こういうふうな固定資産の納付書に同封するといふふうな方法ではなくて、またほかの方法を考えていきたいというふうなところで、今はとまっている状況でございます。以上です。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 守秘義務のことがあったり、それから抵触するといふふうな状況の中で、固定資産税の納付書とセットでということにはならないけども、他の方法で、それなりの取り組みをするといふふうな答弁であったといふふうに思いますので、一番いい方法をしっかりと考えていただいて、取り組みを要請をしておきたいといふふうに思います。時間があと12分ということになってきましたけども、2問目の質問に入りますけれども、2問目は、ご承知のとおり、今年が被爆70年の年であります。これまでいろいろと行政としても、被爆者対策については鋭意取り組んでもらっているといふふうに認識はしておるわけでございます。本当に一瞬にして広島、あるいは長崎で原爆が投下をされて、本当に多くの尊い命が一瞬にして奪われたわけでありまして。幸いに一命を取りとめられた方についても、放射能の後遺症等によって長年苦しみながら、あるいはお亡くなりになったという状況がございまして。そしてまた、今もお病床につきながら、いろいろな病気、がん等と闘いながら生活をしておられるという状況でございます。被爆をされたある方は、原爆によって青春を奪われたといふふうに言っておられる方もございますし、全くそうだろうなといふふうにも感じさせていただくわけでありまして。5年前にも、今私が質問をこれからすることとほぼ同じ質問をして回答いただいております。なぜ同じ質問をしてみるのかというと、5年たった現在、状況がどのように変わっているのか、今、被爆70年、被爆された方、体内被曝の一番若い方でも69歳であります。平均で北広島で83.何歳といふふうに言われておられるわけでありまして。自分の健康不安を抱えながら、いろいろな社会的な活動にもかかわっていただいておりますけれども、それもなかなか今までのようにいかないといふふうな状況をお聞きしております。まず、1945年、70年前でありますけども、そのときに被爆された方は、広島県内、あるいは北広島町で何人おられますかという質問をしたところ、当時お答えいただいた数字は32万人の方といふふうにお聞きしております。町内については、よくわかりませんという回答でございました。そこで、昨年の県内、町内の被爆者手帳をお持ちの方が何人かということからお聞きしてみたいと思います。

○副議長（真倉和之） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） それでは福祉課からお答えをさせていただきます。昨年の県内、町内の被爆者数ですけども、平成26年3月末現在では、広島県内では8万7620人でございます。北広島町内では801人となっております。以上です。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 県内では8万7620人というふうにおっしゃったと思います。5年前は、10万3158人ということであります。1万5000人ぐらいがお亡くなりになられたという結果だろうというふうに思います。そのようにして、本当に年を追うごとに被爆者の方たちは命が断たれていっているという状況でございます。そういう中であっても被爆者手帳を、被爆しているんだから被爆者手帳が欲しい、しかしながら、今は証人がいないので、なかなか手帳をもらうことができないという厳しい状況にも立ち向かいながらおられる状況であります。そこで、過去5年ぐらいでいいんですけども、データは5年ぐらいですけども、時間もありませんので、昨年ぐらいの数字をいただいて、後ほどデータはいただくことにしまして、やりとりをするのに一つだけの年でいきたいというふうに思いますけども、被爆者手帳が欲しいんですと北広島の役場に何人の方が申請に来られて、却下になったり、あるいは申請が通って手帳をいただくということがあるんですけども、それが県内と町内でどのぐらいの数かということをお教え願いたいと思います。

○副議長（真倉和之） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） それでは被爆者健康手帳の申請件数等々について、まず、2年間ほど状況を説明をさせていただきたいと思います。平成25年度が申請件数が8件ありました。うち認定された件数が2件、1件ほど却下です。平成26年度が申請件数が3件、認定件数が2件、却下が1件ということです。広島県の状況では、平成25年度が新規認定された方が227件あります。以上です。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 被爆して70年になりますけども、被爆しているんだから被爆者手帳が欲しい、しかし、なかなかほかの人の話を聞けば、証人が2人要するというのもあって、今までもらうことをしなかったけれども、医療費の関係、あるいは年金が減額になるという状況の中で、あるいは病気がいろいろと併発をしてくるという合併症の関係も含めて、何とかならんかなというふうなことで、勇気あるいはほかの周りの方から後押しをさせていただいて、役場に届けて、県庁に行ってというふうな形で、県内でも去年で227人の方が手帳を交付していただいたと、北広島でも2年で4人の方が手帳を所持をされたということでもあります。そこで、実際に被爆しておられるんですけども、証人がいない、証人がいないけれども何らかの軍隊関係、あるいは例えば被服廠に勤めていたグループが団体でどこかのお仕事に行ったというふうな記述でもあれば、手帳を所持することができるのかなというふうに思いますけども、そこらあたりが実際にいろいろなケースがありますから、こういうときは必ずもらえますよということではありませんが、いろいろなパターンがあるということが経験としてお知りであるんなら、そのことをお伝え願いたいというふうに思います。それから、聞きたいことはたくさんあるんですけども、端折っていきますけども、70年前に被爆をした、実際に直爆、あるいは14日以内に広島市に入ったという入市した人もあるわけでもありますけども、私は、この70年間、被爆70年ということを経験にということでもございませぬけども、今まで多分しておられないのかなというふうに思うんですけども、被爆しておられる方についてでございますが、被爆手

帳を申請をしてみませんかとか、実際に受けておられた方に対して、そういう啓発というのは、もう今この70年ぐらいでないとできないのかなと思うんですが、これは本当に町の仕事ではないよということになるかもしれませんが、ぜひこの町の中で、まだまだ申請をしようという方もあるわけですから、そういうところの発信はできないのかなということと、救護、被爆しているところに行っていないけども、逆に被爆して、こちらに帰ってこられた、8月6日以降に帰ってこられて、ある所で救護をする、その救護に携わった人が被爆認定を受けることができるんです。多分ご存じだと思いますが、そういう救護に当たられた方も該当しますが、そういうふうなことの発信をされたことが過去あったのかなかったか、そしてまた救護所みたいな所ができていたのかできていなかったのかということも、私は調べていただいて、発信していただきたいなというふうに思っています。今日、初めてこういうこと聞かれた方もいらっしゃるかもしれませんが、この70年を逃しては、もうこれから先本当に厳しい状況にあるということをおもっているがために、こうして質問させていただいているわけでありまして。ご意見を、あるいはこれまでの経験上からの答弁をお願いいたします。

○副議長（真倉和之） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） まず、被爆者の手帳交付につながるかどうかということの質問ですけども、実際被爆者手帳の交付対象につきましては、直接被爆された方、それから原爆投下後の2週間以内に入市された方等々が対象になるようです。ちょっと経験値のところについては、お答えちょっとしにくいところがありますので、控えさせていただきたいと思っております。それから手帳交付に当たっての町独自のPRをされておるかということにつきましては、これについては、独自ではしておりません。それから、救護所の件につきましては、町内にそうした所があったかどうかということについては不明でございます。以上です。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 救護は該当するかしらないかという認識についての答弁がなかったように思いますが、範囲がどの辺かというのはあるかもしれませんが、たしか被爆された方が集団で帰ってこられて、それを救護した人たちは該当するというふうに私はお聞きをしております。そのところはこれから研究していただくにしまして、5年前にもお聞きしましたが、被爆しておられる方の医療費と、被爆しておられない一般の方の医療費の差をお聞きをしてみたんですが、事前には資料をいただいておりますが、やはり明らかに一人当たりの医療費については、被爆している方が医療費が高いという結果もいただいております。それは結果だけを捉えて言っているわけですが、その結果を見ながら、どのような方法が行政としてできるのか、あるいはアドバイスができるのかということについてはいかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

○副議長（真倉和之） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） まず、健康診断に当たりまして、被爆者の方々が健康に関する意識が高いということで、健康管理に積極的であるということと、被爆者医療が、被爆者の方々の健康維持に貢献してきたのではないかなというふうに感じております。以上です。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 被爆者の健康も非常に気になっておりますけども、被爆二世もこの町にはかなりおられますけれども、二世の方には簡易な健診ではございますが、無料健診が受けられるということで、それぞれの役場や支所の窓口にはがきが置いてあるわけでありまして、多分

昨年は北広島では55人の被爆二世の方が健診を受けられたのかなというふうに思います。やはり二世にもつなげていかななくてはならないということ、あるいは、また若い世代へ平和の問題もつなげていかななくてはならないというふうに思います。それぞれの小学校あたりでは8月の6日前後に平和学習というふうなことの取り組みがされているというふうに思いますけれども、今、学校の児童の方が8月6日、広島に原爆が落ちた。けれども、時間は何時ですかというたら、よくわからないというふうなことを聞いたことがあるんですけども、そういう教育委員会のデータ等があればお聞きをしてみたいと思います。

○副議長（真倉和之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 平和教育、平和学習、大切なことであると思っておりますし、各学校も取り組みをしております。しかしながら、ただいまの質問で、時間のデータというのはどういうことでしょうか。北広島町で採択している小学校6年の歴史、中学校の歴史の分野の教科書を見ますと、日にちは記述してあります。しかしながら、各児童生徒が時間を知っているかどうかについては掌握しておりません。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 2010年に広島市教育委員会が小学校4年生から6年生を対象に調べたところ、知っていたというのが33%というふうにお聞きをしております。それで最後になりますけれども、今年の7月6日、月曜日でありますけれども、被爆者団体の方が慰霊式典を開くということになっております。町長も参加ということになっておりますけれども、その取り組みの状況をお聞きしたいと思います。

○副議長（真倉和之） 町長。

○町長（箕野博司） 今年70周年ということで、7月6日に北広島町原爆死没者70周年追悼慰霊式という形で行われるというふうに聞いております。町の直接的なかわりとしては、今職員が1名派遣要請があったということで派遣をするようにしております。私もお挨拶等で参加をさせていただこうと思っておりますけれども、予算的な部分については、社協を通じて一緒にやらせてもらおうというふうに考えておるところであります。

○副議長（真倉和之） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 時間がございませんので、終わりたいと思います。また引き続きよろしくお願い致します。

○副議長（真倉和之） これで梅尾議員の質問は終わります。3時5分まで暫時休憩したいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 53分 休憩

午後 3時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（真倉和之） 休憩前に続き一般質問を行います。12番、藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 12番、藤井勝丸でございます。通告しておりますように、矛盾の多い農政、町の農業、集落の振興策について質問いたします。農業・農村は、国民への食料の安定供給と水資源、景観等環境保全に重要な役割を果たしてきました。将来的にも重要な課題であることは間違いありません。少子化、超高齢化社会、人口減少社会の到来により、とりわけ農業就業者の高齢化、農地の荒廃、集落人口の減少が進み、中山間地の衰退が加速し、集落の崩壊が心配であります。皆さんもご存じのとおり、昨年は米の価格が大幅に下落しました。JAの概算価格は、米60キロ等で9500円、前年比2600円のマイナス、21.7%の下落となっております。1ha当たりの収入は27万円の減収といわれております。また町全体では6億円の収入減、農家にとってはまことに衝撃的であり、先祖から引き継いだ大事な田畑を荒らしてはいけないという思いから頑張っただけですが、つくればつくるほど赤字になる、悲鳴の聲が聞かれ、米の生産意欲の減退、耕作放棄地の拡大が心配であります。日本の食糧自給率は、カロリーベースで、先進国の中で最低で39%といわれております。ちなみに広島県は23%と伺っております。食糧安全保障の面から、米価が下がり、生産量が減退してよいのか疑問に思うところでもあります。一方、減反政策を実施しているのにミニマムアクセス米を年間約70万tから80万t輸入している状況にあり、政治的判断で、この輸入量を減らす努力は考えられないかとの思いがあります。また政府は、規模拡大、担い手の集約、効率化を図り、米の生産コストの4割削減を推進しておられます。農地の集約、大規模を推し進めるにしても、日本の地形上は限界があり、特に本町のような山間部は国内でも東北、北海道よりも条件が悪く、格段の差があります。国内の米の生産コストを4割削減しても、米の60キロ当たりの生産費が9600円になり、これはアメリカの約4倍といわれます。とても太刀打ちできる状況にないことは明らかであります。また、大規模化、機械化、効率化することとは、地方山間部の定住者が減少し、ますます人口は減少することは明らかで、水源涵養、景観形成など農業の多面的活動ができるのか疑問に思います。今政府のいう地方創生は具体的な政策が見えません。掛け声倒れの心配はないのか。私は農業政策こそが地方の創生の基本だと思います。農業、集落の振興なくして地方創生はないものと思います。以下、4項目について質問します。1問と2問を合わせて質問させていただきます。質問1、今年の田んぼの作付状況と耕作放棄地の状況。質問2、農地の集約状況、今後の見通し。旧町別の集積率。また町内の担い手は減少するのではということでございます。以上2点をお願いします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 今年の作付状況と耕作放棄地の状況について、農林課からお答えします。5月末現在の営農計画書、県水稻共済細目書の集計によりますと、主食用水稻2027.02ha、麦74.72ha、大豆25.13ha、飼料用稲52.5ha、米粉用米48.2ha、飼料用米38ha、加工用備蓄米です。90.1ha、そば52.8haでございます。耕作放棄地についてでございます。平成26年9月から12月にかけて農業委員による荒廃農地調査を実施しております。12月末時点による本町の荒廃農地面積は97.2haで、このうち再生可能と思われる農地が43.7ha、再生困難と思われる農地が53.5haとなっており、現状としては増加傾向にあります。続いて農地の集積状況と今後の見通し、旧町別の集積率についてお答えします。農地の集積状況について、平成27年1月に決定しております広域人・農地プランに位置づけられた中心経営体の旧町別に集積率をお答えします。芸北地域25%、豊平地域19.9%、大朝地域48.3%、千代田地域44.1%となっており、町

全体では35.1%の集積率となります。今後の見通しとしては、平成31年度には町全体として44%を目標としております。また、本年度法人設立の協議がなされている地域を含め、徐々にではありますが、農地の集積は増える状況にあります。町内の担い手が減少しているのではというご質問です。農業法人については、町合併当時18経営体から平成26年度末で30経営体、12経営体増えております。農業参入企業については6経営体、また、個人経営体についても農地の集積等の取り組みにより、認定農業者は125経営体でございます。したがって、町内の担い手としては減少してない状況でございます。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 耕作放棄地は徐々に増加しつつあると。それから集積については今後も努力するということだと思います。法人の問題、これも努力されて、増やさないけんということだと思いますが、しかしながら、個人でやっておられる担い手、これも高齢化して、また子どもには継がせたくないというような声を聞くわけですが、今後の見通し、企業参入を含めて今後の見通しについてお伺いします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 農業法人構成員の年齢構成は把握しておりません。法人に限らず、個人経営体についても高齢化が進んでおります。今後の後継者確保が大きな課題と認識しております。そのため次世代を担う意欲のある青年の確保と育成に向けて、町では合併時から、また平成23年度から新たな新規就農総合対策事業を立ち上げております。それにより、10人の新規就農者を地域の担い手として就農していただいております。今後も引き続き、新たな担い手の育成と確保について関係機関と連携し、進めてまいります。

○副議長（真倉和之） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 企業の参入ということがあります。特に本町のような条件の悪い山間地の多いところで、企業の参入は今後どう見込まれるのか、企業参入といっても、条件のいいところは受けるが、条件の悪いところは受けないというような状況で、ますます棚田とか山間地の耕作放棄地が心配されるが、この見通しについてお伺いします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 企業の参入見込みというご質問でございます。現在、本町では企業による農業参入の情報は入っておりません。ご承知のとおり、過年において6社、農業参入されてます。今後そのような情報が入るとしたら、町としましても、その企業に対しての協力はしてまいります。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 次は、3番目の米価下落など、諸課題を抱える政策に対して、町としての重点的な農業、集落振興策をお伺いいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 米価の下落など課題を抱える政策に対して、町として農業、集落の振興策はというご質問でございます。人口減少と高齢化社会に突入した我が国は、多様な食生活の変化もあり、米の消費拡大が見込めず、過剰在庫の状態になっていることで、米価の回復を見込むことは非常に難しい状況にあると考えております。今後ますます主食用米の需要が減少傾向にある中で、水田を水田として最大限活用し、生産者の所得確保を図っていくとともに、その生産者がみずから生産量を判断できるような生産数量目標の設定や配分に工夫が必要と考え

ます。平成30年産からの新たな米政策に向けて、需要に応じた生産体制の構築を図っていかねばなりません。このため、食糧自給率、自給力の向上に向け、水田活用の直接支払い交付金を活用した飼料用米などの戦略作物を推進し、水田をフルに活用する必要があります。さらに担い手を幅広く育成するためには、担い手が不在の集落を集中的にその受け皿となる集落営農を組織化し、将来的には法人化させていき、集落営農組織の設立を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（真倉和之） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 水田を活用して、食糧米以外の飼料米等々の生産に力を入れるということ、あるいは法人を中心とした担い手の確保というようなことが言われております。このことは国の方針でもあり、県の方針ということですが、特に町として独自の施策、支援策はあるのかということでございます。それと多面的機能の関係についてはどういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 町として独自の施策、支援策はあるかのご質問でございます。町としては、独自の支援策は現在のところございません。続きまして、多面的機能についてでございますが、申しわけございません。これについては、どのような質問でしたでしょうか。

○副議長（真倉和之） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 国では去年、農業の有する多面的機能発揮の促進に関する法律を制定して、農業生産だけでなくして、田舎の景観とか自然を守るという意味で、多面的機能を支える組織をつくれとか、補助を出してやるということであろうと思います。これについては、現在町内で多面的機能を支える組織として63、それから、これを農地のカバー率としては約50%しかない。今後多面的機能の援助を受けるためには、もう少し努力しないといけないということだろうと思うんですが、これも先ほどから言っておりますように、高齢化する、田舎の人口は減る、それに効率化、機械化すれば、この維持もなかなか難しい、全く農業の関係ない人がどんどん田舎に住んでくれて、この多面的機能に協力してもらおうような状況が出れば別ですが、ますます困難になるのではないかと思います。このことについてどういうふうに考えておられますか。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 多面的機能を支える集落に人がいなくなるのではないかとご質問だと思うんですが、集落や地域でともに支え合う、地域が主役となって進める農業振興の体制づくりのため、集落で農業を見直していただく機会となります第4期の中山間直接支払い事業や多面的機能支払い事業の地域施策や町の地域農業活性化事業を積極的に推進してまいります。また、旧町単位で決定しました人・農地プランをより実効性のあるものとするため、集落内で今後の農業をどのようにしていくか、具体的な将来像について話し合っていたくため、JAと連携を図りながら、地域に密着した農業の施策に取り組んでまいります。これを踏まえて、集落を守る多面的機能を促進させるための方向性を考えていきたいと考えております。以上です。

○副議長（真倉和之） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） それでは次の4番目に入ります。先ほどから言いますように、食糧の安保の関係、国土の保全関係から農業、集落の振興というものは非常に大事なことであります。し

かしながら、効率化にも限界があり、地域農業に所得補償など支援がどうしても必要だということに私は考えます。食糧の自給率、多面的機能の重要性を国民に理解していただくということも大事だと思います。農水省の試算では、米60キロ当たりの生産費が1万6000円、そして現在、日本の農業の7割は1ha以下であります。その1日当たりの所得は5400円にしかならん。これはアルバイト学生の賃金にも及ばないというような経済情勢であります。また、多面的機能の重要性、多面的機能の役割、経済的評価と言われながら、これが生かされていないのではないかとこのように思います。そこで、まず質問として、町内の平均的農家、法人の所得及び生産コスト等を試算されたことがあるのか。ですから、これは生産コストの問題です。もう一つは、多面的機能の経済的評価を試算されたことがあるのか。あれば概略をお願いしたいと思います。以上です。

○副議長（真倉和之） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 生産コストの試算は今手元にございません。私もまだ短いもので、その生産コストを試算した資料等を確認しておりません。あるとは思いますが、今手元にございませんので回答することはできません。多面的機能を経済的な評価、試算をしたことがあるかとのご質問でございます。平成10年に国が試算した全国の農業、農村の持つ多面的機能をお金に換算した評価額はありますが、現在の町内の農用地がもたらす多面的機能を金額で試算したものはございません。今後の課題として研究させていただきます。以上です。

○副議長（真倉和之） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 農業振興の対策、あるいは地域の振興という面で、やっぱりこれぐらいな資料は把握しておいて、それを施策に反映すると。今後の長期総合計画とか総合戦略にも農業集落の振興についてやるためには、これぐらいの資料は作成が必要なんじゃ、把握する必要があるんじゃないかというように思います。農業・農村の有する多面的機能は、これは食糧、農業・農村基本法、第3条によって、国民生活及び国民経済の安定に資する役割と規定されています。きょう皆さんにこの資料を裏表させていただいているものを参考に提出させていただきました。皆さん先ほど農林課長が言いましたように、最近の資料をインターネットで探したんですが、出ていなかったもので、これは平成10年の資料ですが、参考にさせていただきたいと思えます。多面的機能を経済的に評価し、試算による国土保全、国土保全機能としては、洪水防止、水源涵養、土砂災害防止、大気汚染、それから大きく分けて、アメニティ機能、これは景観保全、生態系保全、保健、休養と規定されております。これらを年間で評価すると、国全体で約7兆円で、国家予算の約7%に相当し、また、農業粗生産額に近い経済評価がされております。また、農業用水だけでの多面的機能、これはダムとして、あるいは洪水防止とかいう機能と思うんですが、この農業用水だけでの多面的機能も年間約2兆円の効果があるという資料があります。本町の場合は、江の川、太田川の水源地として多面的機能の評価は経済的効果は非常に高いものがあると思えます。私は、こういうような資料をつかって国民にアピールする。そして国や県に働きかけて、予算の獲得、農業・農村の振興に資する必要があると思えます。先ほどの質問にもありました、空き家対策の問題、荒廃地、鳥獣の問題、自然が破壊されるというような問題が大きな課題です。今後、こういうような資料を作成して、先ほども言いましたように、県、国への働きかけ、予算の確保に努力する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○副議長（真倉和之） 町長。

○町長（箕野博司） 農業の持つ、あるいは農村の持つ多面的機能、これは今お示しをいただきましたが、はかり知れないものがあるというふうに思います。このまま農業自体が自由競争だけの理論で進んでいくと、本当に農村が崩壊してしまうというふうに危機感を感じておるところであります。こういった側面もしっかり主張できるような資料づくりも必要だというふうに認識をしております。国では、こういった資料が出ておりますが、当地だけでなかなかこういった資料づくりが難しいという点がありますけども、国、県等の基礎資料を勉強させてもらいながら、できる部分はあるんじゃないかというふうに思っております。そうした面も進めながら、国、県のほうに要望をしていきたいというふうに思っております。

○副議長（真倉和之） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 全く町長の言われるとおりに思います。本町として農業の振興に一層の努力をしなければいけないということはよくわかります。しかしながら現状は厳しい、将来に不安があります。経済中心、自由競争では農業・農村は守れないのではないかと心配があります。地方、この町だけで、あるいは農業従事者だけの努力によって守るということは限界があると思います。ヨーロッパ、アメリカ等の例からしても、国策として農業・農村、自然を守る支援がどうしても必要でないかというように思います。副町長もこの山間部の勤務は初めてだろうと思います。呉の出身で、江田島のほうの経験はあると思うんですが、また、江田島以上に厳しい状況にあると思います。この現状認識と将来の思いを聞かせていただきたいと思います。

○副議長（真倉和之） 副町長。

○副町長（空田賢治） 今、私の経歴を少し紹介をいただきましたけれども、農業施策について、4月以降いろいろ勉強させていただいております。また昨日来の質問を聞いて、非常に難しい問題であるということ認識しております。この大きな転換が25年12月に出された4つの改革、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、そして質問にもありました日本型直接支払い制度、多面的機能というふうに変っておりますけれども、こういうふうに農業施策が大きな転換を迎えている。そして、その2年目であるということで、それぞれ農業者の方、農協の方、いろいろ思いがまだ考えがあって、まとまってない議論がある部分がこの問題を難しくしている部分があるんじゃないかと思っております。ただ、町といたしましては、この農業政策というのが重要な産業でありますし、農業従事者も多いという実態がございます。とにかく早急に取り組まなければいけないという担い手対策でありますとか、安定供給をいかにしてやっていけばいいかということを取りあえず就農対策室等もつくりながら取り組んでいるという状況を図っております。まだまだ勉強不足の感がありますけれども、どういうふうな理念を持って、どういうふうに進めていくかというのは、これからもすぐ議論をしていきながら、解決策を検討していかなければいけないという状況にあると思います。ただ、難しい難しいといっているのは始まらないので、どういうふうにやっていくかということを皆で議論して、関係者の皆さんと議論しながら、議員の意見も聞きながら取り組んでいく必要があるものと考えております。

○副議長（真倉和之） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 冒頭にも申しましたように、農業政策こそが地方創生の基本だと思います。農業の振興、地方創生をこれから長期総合計画、総合戦略に盛り込んでいただいて、国から、あるいは県からも支援もいただくということを強く期待して終わります。

○副議長（真倉和之） 以上で藤井議員の質問は終わります。次に、15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。今回は、憲法違反の戦争法案、2つ目が企業進出について、3つ目は介護保険料、この3点について伺います。まず、第1は、憲法違反の戦争法案、若者を戦地に送り出すのかについて町長の所見を伺います。安倍内閣は、5月15日、多くの国民の反対の声を押し切って、自衛隊法など既存の10の法律を一括して改正する平和安全法制整備法案と新設の国際平和支援法案を国会に提出し、8月末までには強行採決も辞さない姿勢であります。この2つの法案は、これまで政府が、憲法9条の下では違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能とし、アメリカなどの軍隊による武力行使に自衛隊が世界中どこであっても緊密に協力するなど、憲法9条が定めた戦争の放棄、戦力は持たない、交戦権は認めないの立場を根底から覆すものと考えます。そこで、まず町長に、この平和安全法制整備法案についての所見を伺います。

○副議長（真倉和之） 町長。

○町長（箕野博司） 平和安全法制整備法案につきましては、今、国会に提出され、審議をされておるわけでございます。政府としては、必要な法整備であることを国会の審議を通じて、わかりやすく丁寧に説明をしていきたいと言われております。町長として、この法案について、見解を述べる立場にはないと思っておりますが、十分議論を尽くされる必要があると思っております。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 見解を述べる立場にないと言われましたけれども、ここは国会ではありませんので、同じような議論をするつもりはありませんが、6月4日、衆議院憲法審査会で、自民公明推薦の参考人含め全員がこの法案は憲法違反と発言し、全国に衝撃を与えました。また、200人以上、さらに増えてますが、憲法学者や日本弁護士連合会など多くの団体が憲法違反と批判しています。この法律が成立すると、例えば北広島町はどのようにかかわっていくのか。例えば武力攻撃辞退法改正案の第1条には、武力攻撃事態や存立危機事態への対処について、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めるということで、直接この町の施策にかかわってきます。地方公共団体も武力攻撃事態となった際には対抗措置を行わせるなど、町民も巻き込まれていくことになるのであります。町民の思いはどうか。それを知る上で、このパネルをご覧ください。これは昭和12年の日中全面戦争から終戦までの8年間の北広島町の戦争の犠牲者の数です。軍人軍属ですが、かつての八重町の名田富太郎氏が昭和28年に発行した広島県山県郡史の研究、先日こういう本があるというふうに聞きました。これ60年前の本であります。これによると、例えば先ほどの資料ですが、昔の大朝町で146名、八重町で190名、都谷村で155名など、合併して北広島町となった地域で1449名の若者が犠牲となり、この研究書には、お名前と階級、死亡年月日、戦死か戦病死かが明記されています。こんなにも多くの若者が北広島町の若者が犠牲になったのかと、改めて驚かされました。この名簿を見て、ある方は、これが私の父の名前です。私が5年生のとき、自宅の庭で父親に髪を切ってもらっていたとき召集令状、赤紙が来た。その5日後には出征し、半年後には戦死した。残された母親、子供たちは大変な苦勞をした。絶対にあのような戦争は繰り返してはいけませんとの痛切な思いが語られました。また、現在北広島町には、現役の自衛官やその家族がおられ、大変心配しておられます。そこで伺います。質問通告していますが、現在、北広島町出身の自衛隊員及び予備自衛官の人数をお答え願いたいと思います。答弁でき

るでしょうか。

○副議長（真倉和之） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 北広島町出身の現役自衛隊員及び予備自衛官ですけれども、自衛隊、可部募集案内所に問い合わせをいたしました。まず、現役の自衛隊員数は20名、予備自衛官数は9名というお答えをいただいております。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 今、現役20名の方が実際に自衛隊に入隊されているということがわかりました。非常に多いですね。この間、戦地でないにもかかわらず、アフガニスタンやイラクに派兵され、帰国後や任務遂行中に56名の自衛官が自殺していることが明らかにされました。再び北広島町の若者の命を犠牲にすることは絶対にしてはなりません。さらには、これまで憲法18条、奴隷的拘束、苦役からの自由により徴兵制は禁じられているとの解釈でしたが、昨年、石破大臣は、徴兵制は苦役ではないから、憲法違反ではないとの驚くべき発言を行いました。今でさえ北広島町は、国の事務によって、自衛官募集業務の一部を担っており、町の協力で自衛隊に入隊する若者もいます。これまでは専守防衛、災害派遣などに熱意を持って入隊する方もおられました。しかし、この法案が成立すれば、日本が直接攻撃もされていないのにアメリカと一緒に世界どこにでも出かけ、殺し殺される戦地に北広島町の将来を担う若者を送り出すことは明らかです。そこで伺います。この悲惨な戦場、戦争を繰り返さないためにも、また被爆地に隣接する北広島町の町民を代表する町長として見解を示すことは、先ほどみたいに立場にないという客観的な、自分を責任を感じないような、そういう態度ではなく、この戦争法案である平和安全法制の可決にきっぱり反対し、廃案を求めることこそが重要なではありませんか。改めて町長の答弁を求めます。

○副議長（真倉和之） 町長。

○町長（箕野博司） 当然、戦争を容認するものではありませんけども、私がこの場で所見を發表するというのではないというふうに思っております。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） こういう状況でも自分の考え述べられない、非常に寂しい思いです。6月14日の中国新聞のオピニオン欄で、元防衛研究所長であり、現在の新潟県加茂市長の小池氏は、戦争放棄を定めた憲法違反そのもの、断固として阻止しなければならない。成立すれば、日本の将来に大きな禍根を残す、という勇気ある発言を発信しています。住民の命と財産を守る責任ある町長として、海外での戦争で若者が殺し殺されることが明らかな安保法案に反対できないとは極めて残念であることを指摘し、次の質問に移ります。2番目は、千代田工業・流通団地への企業進出、2億円を助成することになっていますが、そのメリットはあるかどうかということをお伺いします。4月22日の中国新聞に突然、北広島に車用金型工場広島アルミ県営団地へ進出、との記事が掲載されました。やっと企業が来たかと安心したのもつかの間、広島県と北広島町合わせ15億6000万円も助成するとのこと。県議会にも町民にも全く事前には知らされず、町民のお金を2億円も助成し、さらに固定資産税を2億5000万円も減免するとはどういうことか、町民にメリットはあるのか質問します。最初に、なぜ事前に町議会にも町民にも説明がなかったのかお答えください。

○副議長（真倉和之） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 千代田工業・流通団地I区画大宅盤への企業立地の事前説明につき

ましては、広島県より3月下旬に引き合いの話があるとの情報はいただいております。しかし、具体的な情報につきましては、4月21日の立地協定、土地の売買契約締結日まで2期工事の内容の詳細が固まらなかったこともあり、事前の説明等ができる状況にはありませんでした。今後地域住民のみならず、町民の皆様に対し、広報等を通じ、順次情報の提供を行ってまいります。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 具体的情報がなかったと、話はあったんだが、固まっていない。固まっていない話に何でこんなにお金をつぎ込む契約をするのでしょうか。そこで、もう一度求めます。先ほどあった4月21日の協定時に、知っていた計画内容は、何かはっきり言われなかったんですが、どこまでご存じだったんですか。もう一度伺います。

○副議長（真倉和之） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 4月21日の締結日までに知っておった情報でございますけれど、町のほうに知っておりました情報につきましては、新聞に載りました1期工事、ただ、2期工事につきましても、協定書のほうに2期工事をやりますというふうなことがありましたので、そこまでの内容はありましたけど、土地売買契約等々のメール等々のものはありませんでしたので、町のほうでは、そのことについては知り得ておりませんでした。以上です。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 1期分だけは、これ新聞報道ですから、非常に細かいことは何もないです。発表された翌日、私も商工観光課の課長から説明を受けましたが、新聞の報道内容しかわからないという話でした。それで先ほどから言ってるように、わからないのに何で協定が結べるんですか。2億円も出すんですよ。これを説明してほしいと思うんです。県は詳しい説明をしなかったんですか。町は説明を求めなかったんですか。もう一度伺います。

○副議長（真倉和之） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 県が言わなかったか、町が求めなかったかということでございますけれど、町としましては、やはり詳しい情報については知らせてほしいというふうにしてまいりました。ただ、事前ではありますけれど、企業名を広島アルミというふうに伺いました。また大宅盤を買い、1期工事、2期工事、2期工事のほうの規模等々事業費につきましては詳細には聞かされておりませんでしたけれど、1期工事で48億円の投資がというふうな話を聞いておる段階で、町といたしましても、ここはやはり町のメリットになるというふうに判断はしております。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 1期工事48億円はメリットになる。では具体的に聞きましょう。この投資額48億円で納められる1年間の税収幾らでしょうか。また、それ以外に収入があるのでしょうか。それと合わせてメリットの関係で聞きましょう。40人を新規雇用すると言いますが、地元雇用は何人なんですか、伺います。

○副議長（真倉和之） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） 企業立地に係る税収見込みということでございますけども、固定資産税部分ということでお答えさせていただきたいと思っております。ご質問の中で、1期工事に対する税収ということでございましたが、固定資産税の試算としましては、1期、2期工事合わせて同一年の課税となりますので、合わせて試算をしております。ただ試算の内容につきましては、

投資予定額をもとにまさに試算したものでございますし、一企業の税額試算でありますので、具体的な数字はなかなか申し上げにくいんですけども、事前にご説明しております企業立地奨励金の見込み額、これをご説明しておりますけども、その中に工場等設置奨励金というものがございまして、これは固定資産税に相当する額、年5000万円を限度に交付するものでございまして、この奨励金の交付額をマックス5000万円として見込んでおります。そういうことから、固定資産税額もその程度以上になるというふうなことで試算しておるものでございます。あえて1期分のみを税額試算するということになれば、総投資額129億円でございまして、その3分の1強でございまして、その割合で推計していただければと思います。また、それ以外の効果はどうなのかということもございまして、税的なことで申し上げますと、個人住民税、法人住民税、この点についてプラス効果があると考えております。具体的な推計はできませんけども、そういうふうな考えております。以上です。

○副議長（真倉和之） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 質問にありました雇用の問題につきまして、雇用に関しましては、立地協定書の中にあります地元住民を優先的に採用するよう配慮するものとあります。町としましては、町民の雇用確保の大きな機会であるというふうな考えております。町民の雇用確保につきましては、関係課等々で今具体的な対策を協議をしております。それと、あとは先ほど宮本議員の中の質問にもございましたように、産業フェアのときに合同求人説明会等々を開かせていただき、町民の雇用確保についてのことをやっていきたいというふうに思っております。また、メリットの面で言いますと、先ほど税務課長が言いました税収の面もありますけれど、やはり町内の雇用の面、または定住の促進の面、または工事に伴います地域経済への波及の効果があるというふうな考えております。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 税収については具体的な金額は出されませんでした。1期分のみと私は聞いたんです、48億円。16億円の土地と残り32億円の設備投資で計算しますと、土地の固定資産税は年間960万程度です。1000万円にならないんです、土地だけで。また建物、設備は最大でも2690万円、合計でも3650万円ぐらいにしかならないんです、1期は。2期は、詳しいことがわからないわけですから、計算できないというふうな答弁がありました。ですから協定を結んだときには、この48億円の中で、先ほど商工観光課長が言いましたけれども、ここから町としてメリットになると判断をしたわけですが、3650万円で、5年間は5000万円免除ですから、全然入ってこない。6年後からその額が入ってくるというふうになるわけです。雇用の問題について言われましたけれども、先ほど紹介のあったその前に、これは第5条ですけども、業務上支障のない範囲内においてとなってるんです。ですから、全然保障にならない。ですから雇用といっても、地元の雇用になるかどうかというのは、企業側の判断にある。ですから、全然メリットになるかどうかわからないんです。いろいろと言われました。だけど金額は出さないんです。2億円を出して、2500万円まけて、町民にメリットがあるかどうか、ここはきちんと理解をし、分析をし、町民に説明することが大事なんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、この2期工事の81億円の投資がするというのは、この売買契約書、私ももらえないんで県に情報公開でとりました。ここには全部入ってます。地図も入ってます。さっきの投資金額も全部あります。この契約書は4月21日付、協定を結んだ日の契約書です。先ほどの話では何か添付書類で、参考資料程度しか受けとめてなか

ったです、商工観光課長は。違うんです。これは県と広島アルミが結んだ正式な契約書です。それで、一つ伺いましょう。例えば、近年各地で企業の撤退、地域経済が大打撃を受けるといことが、この中国地方でもあります。例えばこの広島アルミが工業団地に進出した後に、縮小や撤退はないのか、みんな心配しています。そこで伺いますが、取得した土地の譲渡、売買及び撤退などした場合に違約金などペナルティーがかかるのは何年間か、何年以内であれば違約金を払いなさいよという契約になっているのかということについて伺います。契約書の内容で。

○副議長（真倉和之） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 今すぐに回答できませんので、後ほど回答をさせていただきます。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） この土地売買契約書の第16条、権利の設定等の制限というのがあります。これを見ますと、5年を過ぎれば、売買、贈与、撤退も可能になるんです。5年間は固定資産税ゼロですと、6年目を降入るかもしれない。しかし経済状況が大きく変わって、もう撤退するということが5年以上になればできるんです。県にも確認をいたしました。ところが先日県庁に行きまして、県内投資促進課の課長の話では、10年間はペナルティーがあると言ったんです。この課長も誤解をしている。さらに町の観光課長は、この条文を知っていない。そういう中で契約を結んだんです。協定を結んだんです。これは大問題です。それは町民にも全然知らされなかった。5年間、年5000万円の固定資産税を免除しながら、5年を過ぎれば、企業は、土地も設備も自由にできる、売ることもできるんですから。広大な土地のうちの一部ですから。撤退も可能となる契約書です。将来にわたってメリットがあるとの確信が持てないじゃないですか。さらに大宅盤化した当初は40億円だったんです、県が設定した金額は。その後4割に減額され15億円になりました。今回、約14億6600万円で購入したわけですが、その6割を県、1割が町が助成をするんです。結局、広島アルミは40億円の土地を4億4000万で取得することができたんです。さらに5年たてば自由に処分もできるという契約になっているんです。千代田工業流通団地に企業が進出すること自体に反対するものではありません。しかし町民のお金、合わせて約5億円を投入して、どれだけ町民へのメリットがあるのか、はっきりと示して協定を結ぶことが町の責任じゃないですか。町長は、日ごろから町民の声を聞いて町政を行うと言いますが、この企業進出について、事前に議会にも町民にも説明せず、町民の声を聞くこともなく、メリットもはっきりしないのに5億円近い税金を助成する協定を結んだことは事実です。そうじゃありませんか。今回の経過について、きちんと反省し、これからでも全町民に経過とメリットを説明し、企業や県に対しても、今後町民の立場で、町民の側に立ち、町民の利益を守って力を尽くしていくと約束すべきではありませんか、町長に伺います。

○副議長（真倉和之） 町長。

○町長（箕野博司） まず初めに、この企業の奨励金につきましては、企業立地奨励金ですが、これは昨年の3月の議会で条例としてきちっと成立をしたものであります。それにのっって試算をしておるわけでありまして、今ありました一番大きな金額が土地の売買の1割部分について助成をするということでもありますけども、これも昨年の3月の定例議会で条例として承認をいただきました。美濃議員は反対をされたかもわかりませんが、町議会として承認をいただいたということで、それにのっって今回の奨励金を積算をしておるわけでありまして。その

背景には、広島県の工業団地の売却が近隣の他の県の工業団地のほうがもっと安くして、そちらのほうばかり売れていくということで、県も6割部分を減額し、町も1割部分を減額して、それで今回もこういった広島アルミさんの進出が決まったというふうに思っております。当然これから、先ほど担当課のほうからも言いましたように、町民に対し、あるいは地元の皆さんに対して説明すべきことはきちっと説明をしていくというふうに思っております。この広島アルミニウム株式会社、これは北広島町に25年前から工場を建てられ、操業されてきた会社でありますし、特に北広島町を大切に思っていて、大事に思っていておる会社でありますし、地元との信頼関係もこれまで培ってきていただいております。これからもそういった信頼関係のもとに、町のメリットもかなりあるというふうに思っております。具体的には申し上げられませんが、税金等の増収もかなりあります。それから雇用の面、それから地域の活性化、非常にプラスの面が大きいというふうに思っておりますし、そうしていかなければならないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 理解をしてほしいと、それはとんでもないことです。できません。条例があれば、何をしてもいいかというふうなことは全くないです。町長は、町民の声を聞いて仕事をすると言ってるんです。決まり事だから、やりますよだったら、そんなこと必要ないですよ。さらに県の土地の問題言われましたけども、これは県の、県議会じゃない、町なんです。町民のための仕事をするのがこの北広島町なんです。とんでもない理由です。さらに信頼関係のことを言われました。だからこそ、そうであるならば、包み隠さず言えるじゃないですか。こういうことですよ、試算をきっちりして、会社と協定して、こんなにメリットがあるから、協定していくのはいいでしょうかというふうに町民に説明すればいいじゃないですか。それもしない。さらには、メリットのことも言われましたけども、先ほどの答弁、数字が出てこない。数字が出てこないメリットはあり得ません。こういうふうに非常に不備じゃないか。だから今後、そういうことないように、きちっと町民に守ってやってほしいと言いましたが、はっきりした答弁がありませんでした。そういう点は改めるよう求めて、時間もありませんので、3つ目の質問に移ります。介護保険料の軽減のため、一般財源の繰り入れはできないのかという問題です。今年3月議会で、介護保険料が平均13.6%引き上げられました。私は、一般財源を投入しても引き上げはやめるべきだというふうに提案しましたが、保健課長は、一般会計からの繰り入れは、原則認められておりませんと答弁をいたしました。そこで、今日の一般質問では、この繰り入れは本当に認められないのか、伺いたいと思います。介護保険料については、この議会でもいろいろな議論がされております。町民がどのように思っておられるか、私たち日本共産党北広島支部が昨年取り組んだアンケートの回答では、介護保険料、利用料が高いと答えた人が4割にも上っています。たくさんご意見が寄せられました。年金暮らしにとって介護保険料はとても高い、税金の使途を考えてほしい、公共施設ばかりは要りません、長生きがしたくない町ではだめなどの意見が寄せられました。介護保険料は、3年ごとの介護保険計画によって決められ、その仕組みは、特養ホームなど施設の設置、利用状況、高齢者の数によって費用が決まり、そのための財源の負担は次のようになっています。この円グラフですけども、全体費用の半分が公費です。国が2分の1、県が8分の1、町が8分の1、残りを65歳以上の被保険者が22%、40歳から64歳の方が28%、この費用負担でやれというふうに国は言っております。しかし、この65歳以上、介護保険料を払うと直接、22%の数字が導入さ

れた2000年から同じじゃないんです、2000年のときは、これ17%だったんです。1期ごとに1%ずつ上がって、今度6期も1%上がりました。結局お年寄りが増えれば増えるほど保険料が上がる仕組みになっているんです。さっき言った1%分ですけど、例えば今回値上げ分762円という資料いただいております。その半分近い308円がこの1%増えたことによるものです。大きいんです、半分近いんです。どれぐらい高くなってきたのかという、こういうグラフです。茶色が全国平均、これが北広島町です。導入当初北広島町は、これはまだ合併しておりませんので、2000年の各旧町の平均です。3209円。今回6342円、ほぼ倍になっています。国のほうは、少し少ないんですが、10年後の2025年にはさらに上がるだろうと国は想定しています。次のパネルは、議会でもありましたように、県内でどの水準にあるのかということです。2番目に高くなったんです。第5期は8番目だったんです。8番目から2番目になった。年寄りが当然増えますよね、そういうこともある。ですから、結局この仕組みをさっきの負担割合を是とするならば、将来どんどんどん上がっていった保険が払えなくなる、悲鳴が上がるのは当然であります。そこで、伺いますが、介護保険料は町民に重い負担となっているとの認識はあるのでしょうか。さらに保健課長は、繰り入れは認められていないと言いましたが、その法的な根拠、これをお示してください。

○副議長（真倉和之） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 介護保険会計への一般財源の繰り入れができない理由、また負担が重いという認識はあるのかということについて保健課のほうから回答させていただきます。今回の介護保険料の見直しにより、先ほど議員もおっしゃったように、基準額が月額762円増額となりました。町民の皆様にとって重い負担になるであろうという認識は十分持っております。このたび介護保険料につきましては、国が公費による低所得者層の保険料の軽減を行う仕組みを平成27年度から実施をする予定で、本町においても国に準じた介護保険料の所得段階を設定をいたしまして、低所得者の方の保険料については軽減を図ってまいりたいと考えております。また今後ですけれども、利用料の介護サービスの適正化を図ったり、進めております介護予防をこれからも努めてまいりまして、今後介護給付費の増大を防ぐことが利用者の方の負担軽減になるというふうを考えております。繰り入れが認められない法的な根拠でございますが、一般財源を法定外以上に繰り入れてはいけないという文言はないんですけれども、介護保険法の第124条の中で、市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護給付及び予防給付に要する費用の額の12.5%に相当する額を負担すると規定をされておりますので、これによって一般財源を繰り入れております。以上です。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） その100分の12.5であるから決められていると言いますが、例えば今議会に、先ほど説明がありました、低所得者の介護保険料の減免措置として、基準額の0.5掛けたものを0.45にする。本当言えば、消費税が上がれば0.3になったものなんです。2段階、3段階もあったはずなんです。ところが消費税が10%が先送りになったものだから、それだけに縮めたんです。しかし、その低所得者対策というお金は公費なんです。その金額の内訳を教えてください。今回の低所得者層に対する財源について伺います。

○副議長（真倉和之） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 国が2分の1、県と市町がその2分の1、4分の1ずつ負担をすることになっております。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） これは、この円グラフの公費に含まれてないんです。国がもう公費を入れるしかないということで入れた今回の額なんです。ですから全然、北広島町も100分の12.5プラスの今回の分が加わったんです。全然これは守られていないというか、法的根拠じゃないんです。これは厚労省も言っています。例えば2002年3月19日の参議院厚生労働委員会において、日本共産党の井上ミヨ議員の質問に対し、当時の坂口大臣が、奨励はしないがやめろとは言っていないと言っていました。さらに今年3月、日本共産党の質問に対し、独自減免は法令上は禁止されていないと回答しました。また、先月5月19日の広島県議会生活福祉保健委員会における日本共産党の辻県議の質問に対し、医療介護保険課長は、介護保険料軽減のために一般会計から繰り入れを禁止する法令上の根拠はなく、制裁もない。ですから、法的根拠はない、制裁もない。はっきりと国も県も言っているんです。どうですか、法的根拠はないと言えますか。お願いします。

○副議長（真倉和之） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 法律上は美濃議員がおっしゃったように、禁止をする文言はございませんけれども、市町は、先ほど言いましたように、給付の12.5%を一般財源で繰り入れるということに基づいて介護保険を運営しておりますので、それ以上の一般繰り入れは考えておりません。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 考えていないといっても、実際今回予算に出ているじゃないですか。12.5%以上のやつが出ているんですよ、6期の費用負担の中で。だからもう既に、これは破っているんですよ、そうじゃないですか。もう一回伺います。法的根拠はないんじゃないですか。

○副議長（真倉和之） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 今回につきましては、消費税のアップに伴って、国が特別にそういう制度を低所得者の方にのみ保険料を軽減をするということで一般繰り入れをするものでございまして、美濃議員がおっしゃる一般財源を法定外に繰り入れるのとは意味が違うというふうに考えております。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 全然説得力ないですよ、それは。苦しいかもしれないけど。法的根拠ない。今回の事態は、公費を投入しなければ介護保険事業は成り立たなくなっているということを政令が示したものです。ですから厚労省も法的根拠ない、県もそう言っている。何で町は法的根拠ないと言えないんですか。もう一度聞きましょう。

○副議長（真倉和之） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 法的な根拠は今もないというふうに思っております。一般財源を今回の低所得者の方に限って繰り入れるというのと、介護保険料を軽減するために一般財源を繰り入れるというのは大きく意味が違うと思います。一般財源を法的、12.5%以上繰り入れるというのは、ほかに若い方への支援とか、現役の世代の方へ使うべき予算を介護保険に使われる高齢者のほうへ繰り入れるというのは、やはりもともとの介護保険法の趣旨からしても間違っているのではないかというふうに考えています。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） もう一度確認しましょう。一般財源を繰り入れることを禁止する法的根拠

はない。これはいいですよ。先ほど言われたもう一つの条件は3原則だと思うんです。国はそれを示しています。しかし、先ほど言った2002年3月19日のときに、井上ミヨ議員が、地方分権推進法は、国と地方との関係というのはきっちりしないといけない、対等平等の関係だ、だから法律の根拠に基づいて行われるべきで、最小限のものとするというふうになっている。この介護保険は自治事務、ここに任されている。自治法上は助言、勧告、是正、どれに限定されているんだが、この3原則は何に当たるのかと言いましたら、参考人は、助言、あるいは勧告と言ったんです。それは従う義務はあるのかと聞いてみますと、堤参考人ですけど、法律上の義務はない。今一生懸命保健課長が頑張って、国をカバーしながらやっていますけど、必要ないんですよ。じゃあ全国でやっているのかということが気になります。調べてみました。詳しくは述べられませんが、北海道長沼町というのがあります。人口1万2000人ですが、3年間8400万円の繰り入れで33%アップするところを7.8%にとどめた。あと稚内、北斗市、中富良野町、標茶町、北海道多いですよ。あと千葉県の浦安市、これは結構大きいらしいです。埼玉県的美里町でも繰り入れを実施しているんです。今、保健課長ができないできないと言った、これやってるんです。さらに中央社会保障推進協議会というのがある、社保協というのがあるんですが、昨年11月のアンケート調査で、判明しただけで、24都道府県、41自治体が繰り入れを検討していることも明らかになりました。介護保険料の負担を少しでも軽くするため、国のさまざまな圧力に負けないで繰り入れを実施しているところはあるんです。町長に伺います。介護保険制度を守り、少しでも住民の暮らしを守る気持ちがあるなら、一般会計からの繰り入れを実施してはどうですか、伺います。

○副議長（真倉和之） 町長。

○町長（箕野博司） 基本的には保健課長が答弁させていただいたとおりであります。いろんな制度がありますが、それでは介護保険制度だけの補助でなくて、ほかにもしてほしい、いろんな部分が波及してくる可能性も大きいというふうに思います。どれが公平かというのはなかなかわかりにくいところではありますが、一応基準が決められておる部分できちっとやっていく、限られた財政の中で、それを実施していくということが一番適切であろうというふうに考えております。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 公平でなくなってしまうので、認めるけれどもやらないと、今日の一般質問で、もう一度確認します。介護保険料が高齢者の負担能力を超えた額になっている、重い負担だと言われました。また一般財源からの繰り入れを禁止する規定や制裁措置は一切ない、これも明らかになりました。そうであるなら、介護保険料の負担を軽くし、町民の切実な声である特養ホームの増床、これ非常に強いです。だけど保険料が上がるからということで、やっぱり二の足踏んでいるわけです。また充実した介護事業にするためにも北広島町も一般財源を繰り入れるべきではないかと求めたいと思うんです。今言った点が明らかになったにもかかわらず、町長は決断できないのは極めて残念であります。先ほど2番目に聞きました千代田工業流通団地に進出する企業のためには、町民に説明もせず、町民の声も聞かずに、条例だからということで2億円ものお金を助成し、さらに2億5000万円もまけてやる、そういうことはできても、町民が、重い負担だと悲鳴を上げている。公平性の問題ありましたが、これは弱い人のためにやるのは非常に公平的なんです、社会保障というのはそうですよ。同じように一律にサービスするんじゃない、困った人に支援するから、これが福祉であり、行政の仕事なん

です。ですから、介護保険料を少しでも軽くするために、今の町長の話では、1円も基準以外には出さないということでは、とても町民の理解を得られるものではありません。北広島町、地方公共団体の本来の役割、これは地方自治法第1条に出ています。はっきりと福祉の増進と書いてあるんです。これが目的なんです。これは戦後のそういう戦前のことを反省してなったんです。町民の介護、暮らしを守るために介護保険会計の一般財源の投入をそれでも実施しないのかということ再度求めます。町長に伺います。

○副議長（真倉和之） 町長。

○町長（箕野博司） そこだけに特定して、一般財源を繰り入れるということは考えておりません。今回の介護保険料かなり上がったわけでありまして、これらも特養の建設という部分も影響しておる部分もかなりあります。なかなか要望どおり進めないというのもありますけれども、限られた財政の中ではやむを得ないというふうに考えております。

○副議長（真倉和之） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） そこだけ特定ですか。お年寄りには困っているんですよ。年金はどんどん減る、今度6月15日には、変わってないと思うんですが、8月15日には、この値上げされた介護保険料、大体2000円ぐらい以上、また減るんですよ年金が。非常に重い負担になっている。先ほどの特養ホーム、この第6期には、利用する関係もあるかもしれないけども、建設の費用は入っていません。あまりにも保険料が高くなるから、このままでは。言われたような基準を守れば、高くなるから、ホームの建設は、これほど要求はあるけどできないというのが実態ではないかと思うんです。町民の皆さんの本当に特養ホームをつくってほしい、さらに利用料、利用料も今年の10月から70歳以上は2割になる、上がるんですよ、利用料、倍になるんです。そういうことになってきますと介護保険受けられないという状況になるんじゃないか。今こそ福祉の増進、福祉を守るという立場に立って、真剣にこの問題を考えて、ぜひとも繰り入れも含めてやって、負担できる介護保険料になることを強く求めて、一般質問を終わります。

○副議長（真倉和之） 以上で美濃議員の質問は終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日19日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○副議長（真倉和之） ご異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会といたします。なお、あすの会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4時 32分 延会

~~~~~ ○ ~~~~~